

議 事 日 程 （第 3 号）

令和7年3月5日（水曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	遊 佐 亮 太 君	2 番	伊 原 ひ と み 君
3 番	駒 井 江 美 子 君	4 番	今 野 博 義 君
5 番	洪 谷 敏 君	6 番	本 間 知 広 君
7 番	那 須 正 幸 君	8 番	佐 藤 俊 太 郎 君
9 番	菅 原 和 幸 君	10 番	土 門 治 明 君
11 番	斎 藤 弥 志 夫 君	12 番	高 橋 冠 治 君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	松 永 裕 美 君	副 町 長	池 田 与 四 也 君
総 務 課 長	鳥 海 広 行 君	企 画 課 長	渡 会 和 裕 君
産 業 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	太 田 智 光 君	地 域 生 活 課 長	太 田 英 敦 君

健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理 者	伊藤治樹君
教 育 長	土門敦君	教育委員 教育課長	荒木茂君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理 委員	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主 査 遠田久幸

☆

本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時）

議 長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含めて60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9 番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） おはようございます。社会構造の課題が議論されるとき、必ずと言っていいほど2040年問題というフレーズと、対応されるのが2025年問題のフレーズであります。今年がまさしく2025年という年に当たります。これは、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、国民の3割が65歳以上となることで生ずる社会問題を指すものと認識しております。2025年は、高齢者人口の増加への過渡期にすぎないわけですが、社会情勢の変化に伴う遊佐町における医療、福祉分野での対応について、通告に従い質問を行います。

本町は、出生数の急減により進む人口減少や高齢化に歯止めがかからず、超高齢社会の現状にあります。医療分野に関しては、遊佐町を含む庄内2市3町を医療連携推進区域に、地域医療構想の達成と地域包括

ケアシステムの構築を目的に、平成30年に地域医療連携法人が設立されております。医療機関や介護施設への依存度の高まりなどで、医療ニーズは今後変化していくものと私は認識しております。一方で、医師や介護支援に携わる方々の高齢化も懸念されており、山形県医師会は「開業医の不足が近い将来深刻化する」と述べております。本議会は、昨年9月、医療、福祉の充実を掲げ、遊佐医会、歯科医師会、役場間で現状把握と超高齢社会の現状を踏まえたDX推進の必要性を検討し、将来展望を示すべきであるとの政策提言を行いました。町長の発言や町の計画書には「安心して暮らせる町づくり」のフレーズが多いと感じております。そのためには、持続可能な医療提供体制の構築も検討すべき喫緊の課題の一つであると私は認識します。小さな医療機関より大病院のほうが安心であるとの志向があるとは思いますが、医師の働き方改革が昨年4月から施行された中、この4月からはかかりつけ医機能の医療体制に関する報告の義務化が開始されるようであります。開業医への依存度合いは高いと理解しています。医師確保については、医療法により県が計画を策定するという事は理解しておりますが、県との連携の状況と本議会が行った点への対応状況並びに今後の本町の在り方について伺います。

町は、第3期遊佐町子ども・子育て支援事業計画の策定を進めています。同計画は、こども基本法第10条に定める市町村こども計画の位置づけであるのか伺います。

また、昨年の6月の少子化対策関連法の成立に伴って、親の就労に関係なく預けられるこども誰でも通園制度が令和8年度から全国の自治体で実施されますが、令和7年度で吹浦保育園が閉園となる中、本町はどのように対応されるのか伺い、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） おはようございます。それでは、令和7年3月定例会、最初の一般質問といたしまして、9番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

現在、遊佐町のみならず、全国的に少子化による人口減少と高齢化が進んでおり、医療ニーズの増加や介護ニーズの多様化が予測されております。平成30年におきましては、日本海総合病院を中心として設立されました地域連携医療法人では、医療機関や介護事業所の連携が進められております。地域住民に対しましての適切な医療、介護、福祉、生活支援が切れ目なく提供されるよう取組を展開させていただいておりますが、その反面、医療、介護従事者の方の減少が危惧されている現状にあります。

さて、1つ目の質問についてでございますが、医師確保の課題につきまして、県では第8次山形県保健医療計画で定める医療提供体制の目標を達成させるため、医師の働き方改革の推進、研修医や医学生を対象とした研修の受け入れなどなど、地域全体での人材育成を実施しております。県医師会では、後継者に苦慮している県内開業医と県内で開業したいと考えている若い医師へのマッチングの提案などの支援を行っております。医師不足は当町だけの問題ではなく、全国に広がる地方の悩みでもあります。遊佐町においても、医師確保に関する課題の解消や高齢化社会の現状を踏まえまして、国や県と連携をしながら、オンライン診療などDXを視野に入れた在宅医療の充実やかかりつけ医の普及に取り組む必要があると考えております。また、遊佐町在宅医療推進連絡会においては、医療、介護、障がい福祉事業所などの多くの職種の職員の皆さんを対象としました研修会を毎年度企画、開催し、在宅医療に係る課題について話し合いを行っております。高齢化が進む中、町の医療、福祉を充実させるためには、今後さらに自助、共助、互助について考える必要があります。私たち町民一人一人がどのような人生をこれから送っていきたいか、

その安心で安寧な思いをかなえるために遊佐町の医療提供や体制がどうあればよいか、今こそ我が事として考える必要があると考えております。そのため、町では、町民の皆様と共に地域医療の在り方について考える勉強会を始めたところであります。これまでも行ってきた介護予防事業や予防医療に着目した取組をさらに強化し、今後も県と連携しながら地域医療の勉強会などを行い、町民の皆様と共に安心して暮らせるための医療提供体制について前向きに考えてまいります。

次に、菅原議員の2つ目の質問についてでございますが、第3期遊佐町子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定を進めておりますが、これは子ども・子育て支援法の規定に基づき、地域の子育て家庭のニーズを把握し、質の高い教育・保育や子育て支援を総合的に提供することを目的として策定しているものでございます。議員からご質問いただきましたこども基本法第10条に定めます市町村こども計画の位置づけとは異なるものとなっております。市町村こども計画につきましては、国の定めた子ども大綱及び都道府県が定める都道府県こども計画を勘案し市町村が策定することがこども基本法に努力義務として規定されております。現在、山形県においても令和8年度から11年度までを計画期間とした山形県こども計画、これは仮称でございますが、こちらの策定作業を行っているところでありますが、他の自治体の状況も参考にしまして、遊佐町の今後の方向性についても検討していきたいと考えております。

最後の3つ目の質問でございますが、こども誰でも通園制度につきましては、令和8年度から町内全ての保育施設で実施を予定しております。この制度の内容を少し説明させていただきますと、生後6か月から3歳未満の未就園児を対象として、月10時間までは親御さんの就労時間を問わず通園が可能となるものとなっております。令和8年度からの円滑な事業開始に向け、町内施設への事業説明などを実施していく予定としております。町立保育園のうち、吹浦保育園につきましては、議員おっしゃるとおり、令和7年度末をもって閉園する予定ではありますが、見込まれます利用される人数、町民の皆様のお考えも勘案しまして、吹浦保育園を除く施設で利用者の受入れを十分可能であるかを確認し、十分可能であると判断しております。

以上、壇上からの私の答弁とさせていただきます。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問をさせていただきます。

最初に、私がこの質問を行うに当たってのことになりますが、遊佐町の行政を持続していく中で、やはり医療、福祉分野、これが最も重要なものであると、そういう考えからでもあります。ちょっと変なこと言いますと、役場の企画課前の窓口のところに職員の名簿が配付されております。黄色いやつで、令和6年度黄色の名簿になっておりますが、その名簿を見ますと、真ん中にどんと健康福祉課が4分の1くらいのスペースを持っています。ということは、それだけ担当する職員が医療、健康福祉課の分野が多いということでもあります。中身を見ますと、健康福祉課の組織は5つの係と3つの保育園、それから子どもセンター、そういうふうにならなっておりますが、やはり考えてみますと人がこの世に生まれて逝去するまでの間を全て担当するのがこの健康福祉課なのかなと。そういう視点からいって、やはり医療、福祉分野というのは最も重要な部分があるのかなという部分で勝手に結論づけているところであります。

それでは、早速進めてまいります。医師の状況について先ほど壇上に触れました。今年は、先日イベント等ありましたが、遊佐町合併70周年の年になります。1町5村が合併して遊佐町にあったわけですが、それが合併したのが平成29年8月1日であります。その当時、自分はまだかわいらしい1歳2か月でいました。あれから70周年ということになります。そんな中で自分2回ほど入院した経過が、経験がございまして、2回目は、皆さん知っていると思いますが、町会議員に立候補する直前に、平成27年の5月に経験した状況であります。1回目は、小学校4年生のときに、冬でありましたが、入院した経験があります。そのとき入院したのは吹浦にあった、赤坂のところでありました、前に申し上げますが、佐々木医院のところに入院をした経過がございまして。当時の状況を見ますと、内科関係は6つのうちに4地区、4つの地区のほうに医院があったように記憶しております。そんな中、吹浦の1医院と遊佐元町の2つの医院、これが閉院して現在の状況に至っていると、そう認識しております。そんな中でやはり、私が質問するに当たって医師や福祉に関心を持つというのは、やっぱり自分やその家族がその場に直面または経験したことによって初めて関心を持ち始めるのかなと、そう思っております。そんな中で、実は関心があった部分もあったものですから、令和5年の9月に東根市であったある講演会のほうにちょっと個人で参加させていただきました。まずその際、現在は県の医師会長、間中さんですが、当時の中目千之、鶴岡の医師だったと思いますが、その方の挨拶を聞きますと、ちょっとメモしておりましたが、その挨拶の概要が、地域の開業医が減って、6割は後継者はいないのだということでありました。それで、医師会としてもそれに対する承継をマッチングするとかということもありましたけれども、今県の事業でやるようですが、その中でやっぱりかかりつけ医も高齢化するのではないかとということでも言われました。あんまりこの分野では興味というか、知識なかったものですから、いろいろ自分なりに裏づけるにその後調査してみますと、県の医師会が令和5年の6月アンケートを実施していたようでした。そんな中で、結果だけ申し上げますと、県内の医師の割合が県内60歳以上が7割を占めていると。それで、診療所も多く同様に高齢化にあって、やはり特に医院の維持も非常に大変な中、やっとなんと地域医療を支えているというような状況がつかめました。

そこで、ちょっと健康福祉課長にお尋ねしたいのですが、遊佐町で今開業されている病院、診療所のことを医院と、何か一緒のようですが、この場合は医院と呼ばさせていただきますが、自分なりに調べますと遊佐医会に所属されているのが3つの医院と1つの病院。医院は、今のところ医師は7人か8人のようでした。あと、県の歯科医師会については、5つの医院で7人の医師。そんな中で、歯科医院の土門宏樹医師は、たしか私と同年だったと思うのですが、県の歯科医師会の会長もされているという状況のようです。そんな中で、お尋ねしたいのですが、病院や遊佐町の今言った方々の構成といいますか、それについて今私が申し上げた県の医師会が公表した年齢構成に近いものかどうか、もし把握されていれば質問させていただきます。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

町内の医療機関の医師、歯科医状況につきましてでございますが、医師につきましては8名いらっしゃいまして、年代としましては40歳代が12.5%、70歳以上が87.5%となっております。歯科医につきましては、7名いらっしゃいまして、40歳代が42.8%、60歳代、70歳代がそれぞれ28.6%となっております。

歯科医につきましては、若手の先生が4割以上という状況となっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 今メモしますと、遊佐医会のほうは70歳以上が約87.5ということでしたが、県の基準、水準よりかなり高齢化の状況にあるということは今初めて理解したところであります。

それでは、次のほうにちょっと進めてまいります。そんな中で、ちょっと私なりに調べますと、遊佐の医院、病院見ますと、病院については医師が3人以上必要であって、看護師や薬剤師の最低限の人数制限も、人数規制があるようでございます。それと外来、入院等いろいろあるようですが、そんな中で医院は、医師1人に対する明確な人数の基準は医療法上はないような状況にあるようです。それで、同じく先ほど言った中でいろいろ県が行ったアンケート、またここで申し上げますと、県の医師会が行ったほうの後継者はいますかと、決まっていますかという質問に対して、「決まっていない」、「今後の確保も困難」が58.7%の状況のようでした。同じく酒田の医師会が令和5年の5月に、加盟する医師、医院のほうに行ったと思うのですが、このまんま後継者がいない場合は10年以内に閉院する予定か可能性があるということに対して、加盟者の約36%相当が恐らく10年以内には閉院するであろうというようなアンケートが結果としてあるようです。遊佐町については、ちょっと情報を得られないものですから。ただ、今の87.5%という状況を見ますと、かなり厳しいことも予想されるのかなと思って先ほどの率を聞いたところであります。

そこで、松永町長のほうにお伺いさせていただきます。医師の確保についてであります。平成30年の7月に医療法並びに医師法が変わりまして、地域の医師確保については、先ほど来壇上で申し上げたとおり、県が主体となって進めると。そんな中で、医師の確保計画の策定が義務化されたようであります。それで、現在の8次については令和6年から8年度までの3年間、その後は3年ごとに更新をされるようがあります。この医師確保計画については、知事を会長とします県地域医療対策協議会というものの中で示して、何かいろいろ段階があるようで、その中で庄内は、内陸のほうはいいのですが、やはりかなり少ない状況になるということで、補充すべきであるというようなことでありました。それで、先ほども壇上で申し上げましたとおり、政策提言をさせてもらったということを書いて、先ほど壇上のほうでいろいろ答弁はいただきました。それで、遊佐町のホームページのところに見ますと、町長の挨拶文が載っております。その中のチーム遊佐の理念の下3つの柱を掲げて、粉骨砕身の努力を重ねていくというような表現がある中の一つにも、先ほど言ったとおり、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」というのが3つ目の項目としてありました。

それで、質問のほうに入りますが、やはり自分も医療や福祉の充実を図ることが安心して暮らせる町づくりにつながるのではということで考えております。まずは国とかではなく県と連携し、問題等の解決を進めるべきかなと考えます。実は2月4日に今日の今通告をさせていただきましたが、2月の13日、この会場で庄内保健所長の蘆野吉和氏による講話がありました。地域医療に関する勉強ということを書いてありました。私の質問に対するためにやったのかどうか分かりませんが、大変勉強になったということでした。そんな中で、やはり遊佐医会、歯科医師会とやっぱり情報を共有して進めていくべきかなと。その資料の中には、やはり遊佐町の将来の人口を詳細に分析された資料もありました。そんな中で、先ほ

ど答弁はあったわけですが、当町の医療に対する町長の認識をここでお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

菅原議員のお考えなさっていること、遊佐町は人口も減少するし、医師も少なくなるし、本当にこれからどうなるのだろうかという思い、この課題については喫緊の課題だと、私も同じ思いでございます。遊佐町においては、今健康福祉課長が述べたとおり、やはり医師が不足していたり高齢化しているという事実はございます。ただ、これからその家庭をどうやってお支えしていくかということで、遊佐町なりに全町くまなく健康福祉課の担当のほうでどのようなことお困りですかと、お支えすることありますかという連携は密にさせていただいております。また、医療のほうを充実させるというのは、これから年を重ねる、齢を重ねるシニアの皆様たちにとっても重大な課題でございますので、何とか今頑張って医院を続けてくださっている医師の皆様も続けていけるような方向に持っていきたいとは思っております。

ここで、1つ一緒に課題として考えていただきたいのが、1つだけ山形県内で同じくらいの規模の町で町議会での議論が続いたという例がございました。人口減少が進むその町でも、高齢化も加速的に進み、町は地域医療を守るためにも医院への支援が必要と説明をし、コロナ禍でもPCR検査などで協力してもらったという実情がありました。財源は町で前年度繰越金を充てるとして、執行部で議会のほうに説明をしましたが、議会からも現在利用している患者のためには必要という意見があった一方で、財政難の中で、国や県からの補助がない町単独の予算であることへの不安や経営難に悩む民間企業は、つまり困っている医院や病院はほかにもあるということで、その医院だけを特別扱いすることを疑問視する声などがございまして、その議会は1回目は補助金案を否決、2回目は3,000万円を削除する動議を可決したということです。最終的には、3,000万円は補助金でなく、5年間据置きで10年で返すという貸付金に変更して、1回限りで赤字補填は行わないということで可決されたという事例もございます。何が言いたいかと申しますと、医院の存続についてはこれから議員の皆様にもこのようなやり方で町もお支えすることもあるかもしれない、また日本海病院と連携して町の困っていらっしゃる、通院している患者様やその医院が何とか続けていくという方向もこれからは共に考えていかなくてはいけないのかなと思っております。

これから私たちがやっていく医療のことについても、恐らく今までこの町ではやったことのない事例ばかりでございます。私たち執行部もなるべく丁寧にご説明をしたいとは思っておりますが、なかなか時間が取れず、様々な面で議員の皆様にもちょっと説明不足かなというところもあるかもしれませんが、今菅原議員が課題と思っていられること、菅原議員がお調べしてくださったことは私も同じ思いでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 今の状況と、それから県内のいろいろ事例、私もいろいろ調べた中で、ああ、あのこと言っているのだなということは分かります。

その中で、では次の質問のほうに移ってまいります。医師が先ほど言ったとおり町内8名いらっしゃるということ、普通の内科関係といいますか、そんな中で、町内には特別養護老人ホームが3施設あって、当然嘱託医等の委任がされるということでもあります。関連しますと、松涛荘とかゆうすいとかにしましてが

それに当たるとは思います。そんな中で、教育課長のほうにちょっとお尋ねをしたいのですが、今遊佐町については1小1中の状況にした中で、学校医についてあります。実はいろいろ調べますと、学校医については学校保健安全法第23条により定められているようであります。そんな中で、どのようにやっていくかという、この報酬も当然あり得るわけで、学校医は地方公務員法で第3条のほうに特別職であるということが定義されているようで、あえてここでは申し上げませんが、町立学校医、それから町立学校歯科医、町立学校薬剤師、これについても年額の額が定められております。これを定めている条例は、実は議員報酬とか町長、三役の定めている条例の中で一緒に規定されております。

それで、教育課長のほうにお尋ねしたいのですが、当町における学校医の委任の現状について伺いたいと思います。ただ、ちょっと調べている段階で、ある自治体では、これは複数の学校があると思うのですが、2校以上は委託しないということの基準もあるやに聞いております。例えば今後医師が減っていったときに複数の、2校を見る場合もあるのかなと思います。現在、当町ではそういうことがあるのかということが1点目と、もう一点は、例えば将来、今の医院が閉院した場合、当然医師が減るわけでございますので、そういった場合、仮にそうなった場合、隣接する行政区のほうから委託をすることがあるのかどうか。この2点、教育課長のほうにお尋ねします。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答え申し上げます。

ただいまの菅原議員の学校医についての質問でございました。現在、遊佐町におきましては、遊佐小学校では内科医が1名、通常この方を学校医と呼んでいるような形になるかと思います。あと、それ以外にも眼科医1名、耳鼻科医1名、それから歯科医が2名、薬剤師1名の方をお願いしているところでございます。あと、中学校におきましては、内科医が2名、これは町内の方ですけれども、あと眼科医1名、耳鼻科医1名、歯科医2名、薬剤師1名をお願いしているところでございます。その中で、町内にいない、開業医がいない眼科医ですとか耳鼻科医、そういった方につきましては酒田地区医師会のほうに、あと薬剤師についても酒田地区薬剤師会に推薦を依頼して、推薦していただいた方を選任しているというようなところでございます。

兼務の部分でございますけれども、眼科医ですとか、それから耳鼻科医、そういった部分につきましては町内の学校を兼任して行っているというようなところでございます。いわゆる学校医という内科医の部分につきましては、小学校は1名おりますけれども、それは小学校のみでございまして、逆に何か健診のときなどは、なかなかやっぱり人数多いものですから、増員を求められておりまして、もう一方健診の際にお手伝い、医師の方から手伝いしていただいて謝金対応しているというようなところでございます。中学校は2名おりますので、それで行っているのですけれども、来年からはちょっと1名体制でいきたいというようなことと、あと現在お願いしている中学校の学校医のほうからはちょっと来年度辞退の申出があるものですから、こちらにつきましても酒田地区医師会のほうに推薦のお願いをしまして、そこで推薦いただいた方を選任して学校医として活動してもらうというような状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 結論からいえば、答弁いただいた内容からいくと、隣接している行政からも当然、

今耳鼻科もというお言葉を初めて答弁いただいたのですが、ふと自分の小さい頃のことを思い出しました。たしか耳鼻科の地引さんでしたっけか、かなり怖い先生が、たしか保健室で何か診断を受けたということ、今答弁聞いておましてよみがえったところであります。私の質問については、もし医師が減ったとしても近隣の行政との連携があればこの辺をカバーできるということで今認識をしたところでございます。

次のほうに進んでまいります、そんな中でやっぱり私は、例えば体調の悪い方があったとしても、在宅医療とか在宅介護、やっぱり最後は自分のうちで旅立ちたいという考えもあるようでございますので、その辺については今後やはり大きな需要増になるのかなと思っております。ですから、よく先ほど壇上で言った2025年問題は、介護業界についてもやはり大きな影響があるようでございます。それで、そういうことからあって、この分野でも人材の確保と育成が急務であると考えておりますし、ちょっと自分なりに見ますと、ケアマネジャーとよくお言葉を聞きます。日本語でいえば介護支援専門員というのだそうで、これは各都道府県が認定している公的な資格であって、いろいろケアプランの作成とか要介護認定の申請代行、あといつも定期的になると介護認定審査会等での一つの医院ですか、そういうものもお願いしているというふうに聞いております。そんな中で、この介護関係のやつは昨年やはりいろいろ法的な改正があって、ここではあえて申し上げませんが、見返してみますと当然議会のほうにも令和6年の3月と令和6年の10月に、この勤務体制に関係すると思うのですが、そういう社会福祉協議会だか包括支援か分かりませんが、条例がたしか提案があって議決されています。ただ、非常に長い条例の名前でありまして、あえてここでは言いませんし、言えませんので、そんなことが町の関係する施設のほかに民間でやっている介護、訪問介護とか、そういうところにも影響しているのだと思います。

ということで、また健康福祉課長のほうにちょっと質問させていただきますが、やはり当町でも独り家庭、独りで暮らしている家庭が増えている傾向にはあると思います。将来的には医療面でも在宅医療が進みまして、介護事業でも先ほど言った町が関連する介護施設、あと民間の訪問介護事業所などの需要が高まるものと認識しております。これで一つこの辺の課長の考えというか、認識をお伺いするとともに、ホームヘルパーなど介護事業に関わる方々、先ほど言ったケアマネも含めてですが、これもやっぱり高齢化とか人材不足化というふうによく言われますが、当町ではどういう状況にあるのかお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点目、介護事業での需要についてのご質問でございました。令和6年から8年度を計画期間とします第9期介護保険事業計画を作成する際にも、将来的には遊佐町では半数が65歳以上となる状況が推計されると見込まれておりますし、医療と介護のニーズを持つ高齢者が増加するものと推測しております。そして、2025年、2040年問題なども踏まえますと労働人口が減るということで、なかなか難しい課題があるなということで考えているところでございます。当町におきましても、医療と介護、ご質問は介護のところではございましたが、いずれも必要とされる方が増えるであろうということで認識をしているところでございます。

また、介護人材につきましてもの高齢化ですとか人材不足についての2点目のご質問ですが、こちらにつきましては、先ほど町長答弁の中にございました遊佐町在宅医療推進連絡会というところで、当町におけ

る課題の整理ですとか情報の共有、いろいろな場面を協議する場ということで地域包括ケアの実現を目指すという連絡会がございまして、その中でもそういったところについては協議をさせていただいているところがございます。現状といたしましては、ヘルパー、ケアマネについてはさほど声のほうは届いていない状況でございますが、通所の介護事業所については募集しても介護職員がなかなか来ないというところのことも把握しているところでございます。

また、少し在宅医療介護連携の取組についてちょっと紹介をさせていただければと思うのですが、こちらにつきましては、町長答弁にありました医療、介護、障がい福祉事業所等の多職種の職員を対象とした研修会、課題に沿った研修会を毎年企画、開催をして、在宅医療に係るものについて遊佐町について考えているところでございます。こちらの企画委員には、山形県、そして庄内保健所、医療機関の専門職、介護支援員等など、包括支援センターなど、地域住民の方に関わるスタッフが構成員となっております、地域の医療について、介護についてということをして平成28年の4月より設置をしまして取組をしているところでございます。そういったところで、将来的には人材のほうも不足するであろうということも見据えたところで今後の展開をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 将来的にはそうなる。ケアマネという資格についても、研修を受ければ更新、更新になるようですが、やはり高齢化に伴ってそれを辞めるということも聞いたこともありますので、その辺については理解をしたところです。

いつものパターンで、時間が不足してまいりましたので進めてまいりますが、そんな中で先ほど町長の答弁の中でオンライン診療やDX、そういったものを取り入れた在宅への充実を図るというような言葉もあったやに記憶しております。ちょっとそんな中で、いろいろ詳しいこと申し上げませんが、八幡クリニックというか、日本海病院の一環で、医師が1人で複数の患者を診るために、岸田前の首相も見に来たところですが、DXを使って、看護師が1人いて、医師は病院でどんと構えて診るというような、そういうDX。あと、もう一つは、ケアマネ、介護の関係では、これは2月13日の勉強会のときに最後質問したのですが、酒田市では1,740万円ほど、半分はデジ田の予算だそうですが、その辺を使ってアプリを整備されているようでした。

そこで、時間もないのでちょっと質問しますが、このアプリ、多分健康福祉課長理解していると思うのですが、これは遊佐町内の事業者にも活用されているとは思いますが。使用するとすれば、あのときも質問したのですが、遊佐町は金を負担しなくていいのかということと、あともう一つは、ここでまとめて聞きますと、今後医療のニーズが変わっていくことによってかかりつけ医の依存度というか、その分がやっぱり重要になってくるのかなと思います。ちょっとその辺、抽象的な質問で申し訳ないのですが、もう一点伺います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

1点目、町内の事業者等が活用しているのかということでございましたが、現在のところ当町では把握はしていないところでございますが、酒田地区医師会に加入していればというようなことも条件の中に入

っているということも聞いておりますので、もしかしたら使っているところもあるやもというところでございます。

2点目、当町で利用する場合の負担金というところでございますが、様々なところにつきましては日本海総合病院、チームというアプリのものについては日本海総合病院と酒田市のほうで運営をされているところでございます。当町についての方針については研修会を受けたところでございますが、まだ決まっておきませんので、事業所ですとか様々な、先ほどの連絡会などを通して、どのような在り方がいいかということ、そして介護保険事業計画の中では、在宅医療を支えるに当たりましてやはり福祉、医療、介護のところでの情報システムの検討も必要であると、D X、I C T化というところについても検討を進めるということで計画をしておりますので、今後検討しながら前向きに進めていけたらなと思っております。具体的な金額的なことについてはまだ相談をしていないところですので、今のところは回答は控えさせていただければと思うところでございます。

あと最後、かかりつけ医の関係でございます。こちらにつきましては、今年4月から施行という形になっているかと思われませんが、地域医療の在り方、そしてかかりつけ医につきましては、地域住民への周知啓発というところについてはさらに強化をさせていただければと思っているところです。出前講座ですとか健康教室など、機会を捉えまして分かりやすく伝えていくことからまずは始めたいと考えているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 先ほど名前言っていて、アプリ、チームですか、これについては何か登録、例えば訪問介護事業者であれば酒田を含めた形で認可を受けているという場合もあるようですので、答弁いただいて、半分ほど理解はできませんでしたが、一応分かりました。

それでは、次のステップのほうに移ってまいります。第3期遊佐町子ども・子育て支援事業計画、これに関することを先ほど申し上げました。実は576回の12月定例会で私が一般質問の部分、事務分掌規則について質問したときの本当の最後の部分で質問させていただきましたが、時間切れでやり取りができなかったものですから、あえてここでまた確認をさせる意味合いで質問させていただきます。先ほど来言っていますこども計画、それから子ども・子育て支援事業計画、これはやっぱり違う内容でありまして、こども計画というのは子供施策に関する計画、こども基本法に定めるものであると、あと子ども・子育て支援事業計画、これは先ほど来言っているとおり、今策定を進めているということであるようで、私もこの件については幾度となく発言をさせていただいたのですが、そんな中で、実は去年の10月1日に全員協議会やったときにこども意見箱のことが企画課長のほうから説明ありました。その際、私がこのこども計画をつくるのかという質問をしたところ、明確にそういう予定はないということの当日答弁はいただいたところであります。そんな中で、その後、遊佐のホームページのほうにもアップされているようでございました。それを見ますと、やっぱり若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務づけられているという表現もされながらということですが、このこども基本計画をつくるときは子供の意見を聞かなければならないという部分もあるようです。これらを見ますと、ああ、遊佐町もつくるのだなというふうに思っておったのですが、ちょっとその辺がまだ理解できないということで質問させていただきますが、それで第3期に

については、先ほど来言っているとおり、次期の育成行動計画と母子計画を含めて別個のものであるということで資料のほうにも載ってございます。

そんな中で、最後に聞く前にちょっと教育課長のほうにお尋ねをしたいのですが、酒田市の場合、実はこの件に関しては総合教育会議のほうで審議されたようであります。2月の6日の日であります。この件に関して教育委員会のスタンスといいますか、その辺の連携はちょっとどうか分かりませんが、その辺が1点目と、ちょっとこれは蛇足的な質問になりますが、この総合教育会議、実は前の議会で質問あった学校給食の負担軽減、無償化についていろいろあったときに、総合教育会議で当然審議されたのかなと思っていろいろ探したのですが、探せなかったもので、いろいろ見ますとまだ遊佐町のホームページにはアップになっていないようです。いろいろ要綱を見ますと、6条のほうにホームページに公表するという条項もあるようですので、先日の教育長の教育行政報告では開催が2回ほどやっておりましたような、ちょっとその2点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

市町村子ども計画の関係でございましたけれども、先ほど町長答弁にありましたように、山形県での策定状況ですとか、それから周辺自治体の状況も参考に今後の方向性を検討していくというようなことでございます。今現在、第3期子ども・子育ての計画の策定に際しても、教育関係から学校の校長、それからPTA関係、それから放課後子ども教室の代表、そして私も委員として検討に加わって実施して、策定に向けて進めているというようなところでございます。総合教育会議というようなことでございましたけれども、こちらの主な協議や調整を行う所管事務といたしましては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定といったようなところがございます。これから市町村子ども計画の策定に当たりましては、関係課と連携を図りながら、策定の在り方ですとか庁内での調整を進めた上で、総合教育会議への提案の在り方について調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、総合教育会議の会議録がホームページに公開されていない関係でございましたけれども、今年度は2回開催しておりまして、当初7月と2月に開催ということで進めておりましたが、7月がちょうど豪雨災害の当日であり、急遽中止にしまして、その後、日程調整しながら、12月に第1回目開催したと。12月議会の終わった後ということになりますけれども、12月と、それから2月は先日開催して終わったところでございます。ホームページのほうに公開すべきところではございましたけれども、ちょっと担当のほうで会議録の取りまとめの準備等がまだちょっと整わなくて、掲載に至っていないというような状況でございましたので、早急に作成のほう調整、確認して公開させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 議事録についてはそういう状況にあるということ理解しました。

それで、実はここで3人の課長にお尋ねして本当の言質を取りたかったのですが、基本的に子ども計画いつまでにつくるのかということを企画課長、健康福祉課長、教育課長の誰だかに確認をしたいと思ってここに準備をしておったのですが、先ほど答弁では検討するというような、方向性を検討すると、そういうことでもありましたので、あえて、時間も押してきましたので、ここではやめます。総合教育会議は町

長が招集して運営する会議でもありますので、その辺については先ほど私に答弁されたことはそのように進めるということの解釈からいって、あえてここでつくるのかつくらないかは言及は避けたいと思います。こういうことがあって、どこで所管するのだから明確でないものですから、私自身。ですから、576回のときに事務分掌についてどうなのですかということにつなげたということをあえてここで申し上げたいと思います。

それで、一応最後になりますが、こども通園制度。これについては、2月の4日の日に通告した時点では特になかったもので、その後、全員協議会等で条例の設定とか詳しく説明もありました。そんな中で、答弁でもありましたので、これについては自席からの質問させていただきますが、基本的に園児は増えませんが、場所が移っているだけでいいのですが、基本的に私本当は聞きたかったのは、ある施設が1つ減ることによって保育士の今後の扱いといいますか、そんな中が子供、生徒のほうにいくのかなという想定もあってこれを準備したのですが、基本的には次回以降のちょっと質問の中でさせていただきたいと思います。

基本的に、最後のまとめに入りますが、やはり遊佐町が直面するのは超高齢化、それから少子化に伴っての人口減少、これがやっぱり今後顕著なものになると思いますし、先ほど言った保健所長さんが作っていただいた資料を見ても、えっと思うほどの、本当かなと思うほどの資料でありましたので、そんなことがやはり大きな問題となるのかなと思います。そんな中で、行政機関である町はやっぱりそういった将来の人口の構成、それから社会の現状等に適合するようというか、適用できるようにやはり変革というか、変えていく必要があるのかなと思って、先ほど町長からも答弁いただきましたが、今回この質問をさせていただきました。ただ、この地に住んで私も、ここ遊佐町から出たことはありません。当然歩いておりますが、住まいをほかに移したことは一切ないのですが、町民の皆さんも自分のこととしてやはり、地域も、うちのほうの集落もかなり人数も減っておりますので、地域の一人として考えまして対応することも町民の責務かなと、そうっております。そんな形で私の質問を終わりたいと思います。珍しく時間内で終わることができましたので、私の質問はこれで終わります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のおっしゃっていること、今の議論でよく分かりました。やはりこども意見箱をつくったのがその計画のことが基本ですかというお問い合わせなど、菅原議員がおっしゃったとおり、教育課、企画課、健康福祉課、3課にわたる事案の場合は私どももまたこれから精進して、どうやって皆様に分かりやすくお伝えできるかというところをこれからまた一歩前進していきたいと思っております。そして、菅原議員がおっしゃったことで、最後のフレーズで、町民の皆さんも自分のこととしてという言葉ですが、私も同感でございます。なぜならば、本当にこれからは今までに経験したことのない高齢化、少子化、これが全く現実になってきます。菅原議員の議論と今日のこの1時間は本当にありがたくて、私の考えていることと菅原議員が考えていることが同じだなということを認識させていただきました。先ほどのホームページ掲載の件につきましては、やはりこちらのほうで掲載できていなかったというところは皆様にお示しが遅れてしまっているということなので、早急に対応させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めます。

初めに、遊佐町総合発展計画とSDGsということで、令和7から9年度の第9期実施計画で、重点プロジェクトとして、持続可能な地域環境・地域づくり（SDGs）、遊佐パーキングエリアタウン推進、町有施設の適切な管理と小学校空き校舎利活用、観光施設の長寿命化と魅力向上、教育の魅力化と協働のまちづくり推進の5つがあります。この中で、1の持続可能な地球環境・地域づくり（SDGs）プロジェクトでは、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を本町の政策に取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現と遊佐町の将来にわたる持続的な発展を目指すということであります。持続可能な地球環境・地域づくりに取り組み、再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス、洋上風力）の導入に努めるともあります。SDGsとは、簡単に言うと、地球上にある環境問題、差別、貧困、人権問題といった課題を世界のみなで2030年までに解決していこうという計画目標のことです。持続可能なとは、人間の活動が自然環境に悪影響を与えず、活動を維持することができることを意味しております。遊佐町がSDGsを町の政策に取り入れることにしたのは大きな前進であると考えます。貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等の実現、安全な水とトイレエネルギーをみんなにクリーンに、働きがいと経済成長、産業と技術革新の基盤、人や国の不平等をなくす、住み続けられる町づくり、つくる責任使う責任、気候変動に具体的な対策を、の豊かさを守る、陸の豊かさを守る、平和と公正をすべての人に、パートナーシップで目標を達成の17の目標と169の個別ターゲットがありまして、SDGsは地球上のあらゆる課題とプランを一覧表にまとめたようなものでありますが、資金と人材の問題もありまして、どの程度実現できるかは疑問な面もございます。経済、環境、社会、政治の各分野は有機的につながっている場合もあるので、優先順位を考えて取り組むことが大切で、政策的な調和が必要であります。カーボンニュートラルのように二酸化炭素の排出を減らすだけの方針だと、貧困が増えて教育水準が下がったり、社会の活力が失われる場合もあります。町は再生可能エネルギーの導入に努めるとしているのも、この点はクリーンなエネルギーをみんなにのSDGsと同一であります。昨年12月に応募した4事業者の中から遊佐沖風力事業者が決定して、大型風車30基を建設して45万キロワットの風力を生み出す計画で、2030年6月に運転開始を目指しております。決定した合同会社は5社の連合であります、その中の商社はSDGs債（グリーンボンド）を550億円発行しまして、環境と社会課題解決に取り組んでおります。国策の事業に知事、酒田市長、遊佐町長、商工事業者の皆さんが大きな期待をしている中で、地域と協調しながら建設に向けて前進あるのみでしょうが、事業者が決定したこともありまして、遊佐町が今後どのように対応していくのかを伺います。SDGsの理念を今の政策に取り入れたものは、誰一人取り残さないということですから、福祉と健康分野に多いのではないかと思います、重層的支援など細いことが多くて、人材は十分足りておりますでしょうか。総合発展計画にSDGsをどのように取り入れていくのかを伺います。

次に、人口減少の加速についてであります。人口減少がいち早く始まり、その後人口減少が加速している町村で、小規模なところほどそうなりやすいと見込まれております。消滅可能性自治体では、人口戦略

会議のグラフで、人口2万人以下の都市は人口10万人以下の都市に比べて人口が大幅に減少する見通しになっています。人口5万人以下の小都市での減少が目立っております。小都市の人口減少の背景として、出生数と死亡数の差である自然増減、他都市からの流入と流出の差である社会増減の違いがあります。自然増減は小都市と中都市は同じように起こりますが、社会増減は小都市ほど押し下げが大きいのであります。2万人以下の小都市では、教育インフラ、就業機会、医療インフラが相対的に少なく、それらが人口流出の背景になっていると考えられます。様々なサービスも減少するであろうし、コンビニ、ハンバーガー、コーヒーなどの店も人口に応じた数の場合もありますが、一定数以下の人口になるとゼロのときもありまして、このような現象は小都市に現れやすい傾向があります。遊佐町も商店街がかなり縮小しているように見えますし、人口減少があらゆるところに現れているようであります。生まれる子供の数が急激に減少して、保育園、小学校、中学校の在り方が大きく変わることも想定されます。人口減少対策を立てて実行してもむなしい結末に終わる場合が多いようですが、さりとて何もしないわけにもいかないのです。人口減少対策はもともと国策レベルのものかもしれませんが、遊佐町の対策、対応はどのような方針なのかを改めて伺います。

これで壇上の一般質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず初めに、遊佐町沖洋上風力発電事業につきましては、昨年12月に国より発電事業者が選定されたことは皆様ご周知のとおりのことと存じ上げます。洋上風力事業に対する町の今後の対応というご質問でございましたが、特別これまでの考え方や方針を何か変更するというものではございません。事業者には、各種関連法令の遵守の下、令和5年3月29日の第4回法定協議会で示されました協議会意見取りまとめの内容に沿って、町民皆さんの安全で安心な暮らしをきちんと確保いただいた上で事業を進めていっていただけるよう、これまでと同様に、国や県、関係機関と連携し、責任を持って最後まで関わっていく所存でございます。また、同じく協議会意見取りまとめの中で示されております遊佐地域の将来像が着実に実現され、町の発展につながるよう、町としても積極的に協力させていただきます。また、SDGs 17の目標の一つである「エネルギーをみんなに そしてクリーンに（No. 7）」の実現を目指すという意味におきましても、洋上風力といった大規模再エネ導入はもちろんですが、これ以外にも水力発電や太陽光や、バイオマスや様々なクリーンエネルギーに関しても、町として2050年ゼロカーボンの実現に向け、遊佐地産地消エネルギー協議会を立ち上げ、地元企業や金融機関、自然エネルギー研究機関など、様々な関係者の皆様のお力を借りながら脱炭素先行地域を目指すなど、町内での自然エネルギーの地産地消に向けた取組も進めてまいります。そうした様々な取組を地道に積み上げていくことで、持続可能な、人口減少で消滅してしまう地方自治体ではなく、将来の実りある遊佐町の実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

次に、総合発展計画とSDGsとの関係について申し上げます。SDGsは、2015年に国連サミットで採択された国際社会の共通目標でありまして、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現に向けて、2030年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されております。国では、平成28年12月に策定しましたSDGs実施指針の中で、各自治体に対して各種計画や戦略方針の策定などなど、S

D G s の要素を最大限反映することを奨励しております。現在の総合発展計画は平成28年度に策定し、平成29年度から令和8年度までの計画期間となっております。S D G s の理念は、皆様もご承知のとおり、平成28年度の策定時には計画には反映しておりませんでした。令和3年度に策定した遊佐町総合発展計画の後期基本計画におきましては、町が抱える重要課題や政策横断的な課題であります重点プロジェクトの一つとして位置づけてございます。また、令和3年3月に策定させていただきました第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略においても、S D G s 実現に貢献することを掲げさせていただいております。さらに、総合戦略では、個別の推進事業がS D G s の17のゴールのどの項目と関連しているかを明示しております。2023年12月に改定されました国のS D G s 実施指針では、人口減少や少子高齢化が進む中、S D G s を地方創生の旗印として、引き続き目標達成に向けた取組を強化、加速する必要があるとしております。当町でも来年度の総合発展計画と総合戦略を一体化に策定しておりますので、総合発展計画の基本計画にS D G s の目指す17のゴールを関連づけ、総合発展計画、地方創生、S D G s を一体的に推進していきたいと考えております。

続きまして、2問目の質問の内容についての答弁でございます。人口減少の加速についてでございます。日本全体の課題となって、問題となっております少子高齢化の大きな流れの中で、地方から都市部への人口流出が続いており、地方においては働き手や担い手である若者の減少や、地域のにぎわいの創出などの問題がまさに顕著となっております。本町においても、慢性的な転出者増による社会減少のほか、特に少子化による自然減少が著しく進行しております。人口減少は、数多くの要因が複雑に絡み合った結果の現象であり、その対策も幅広い世帯を対象に多種多様な施策が求められていると認識しております。令和4年3月には第3期遊佐町定住促進計画を策定させていただき、総合戦略の中でも移住定住促進という本町にとって大きな課題に取り組む計画として、振興計画及び総合戦略の実現を支えるものとして位置づけ、様々な事業に取り組んでまいりました。本町といたしましては、社会動態による減少を抑制し、自然動態で出生数を増やす観点から、特に若者、子育て世帯の人口減少に歯止めをかけるための施策を中心に、多角的な人口増対策に取り組みながら、若者層比率の底上げを図る必要があると考えております。移住を決めるポイントの一つとして仕事も重要でございますので、創業支援や農林水産業への就業支援も一体として取り組んでいく必要があります。移住希望者の定住促進といたしましては、空き家を活用した移住支援と移住した方々へのアフターフォローの充実、ゆざが好きになる、ゆざに住みたくなる情報発信とお試し住宅の活用、様々なイベントへの集落支援員や企画課の担当の方々がプレゼンするなど、回帰支援などを引き続き地道に取り組んでまいります。人口減少を町全体の課題として捉え、行政だけでなく町内関係の団体の皆様とも連携しながら、遊佐町総合戦略に基づき、定住促進計画で掲げる施策を引き続き継続して、一生懸命取り組んでまいります。

これで壇上からの私の答弁とさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私がお聞きしたいのはS D G s に関することなのですが、ここにクリーンなエネルギーとかそういうことも書いてあるものですから、これが今の遊佐町にとって大きな課題であります洋上風力発電とも関係することですので、そのことについてもこれと絡めて少々伺いたいと思います。

町長が法定協議会には出席しているわけです、もちろん。出席していますよね。国策の洋上風力発電の法定協議会にはたしか出席しているはずです。だけれども、もともとこれは国策事業なので、多分町には独自の権限といいますか、そういうものはないのではないかと思います。それで、皆さん方が非常に大きな期待を寄せているわけです、現実的には。山形県の場合は、知事もそう、酒田市長もそう、遊佐の町長も、みんなこの方々は女性ですけれども、この洋上風力については、酒田沖は遊佐より1年間かそこらちょっと遅れて多分開始することになると思いますけれども、非常に大きな期待を寄せているというのが実態であります。それは商工業者の皆さん方も全くそうです。こういう事情でありますので。ただ、町長の姿勢といいますか、今までどおり続けていくのだというふうなことのようでした。もちろんそうではあると思うのですが、極めて国の対策に対して受け身の姿勢であるというふうに見えます。もともと町がやる事業でないものに対して積極的に何かをやるのだということはないのかもしれませんが。ただ、受け身の姿勢であって、そして期待は極めて大きいと、皆さん方の。期待しているのだから、私から鑑みますと、それなりの対応があってしかるべきではないかと思うのです、遊佐町として。と思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

洋上風力発電事業の今後の期待ということで今斎藤議員のほうからありましたが、現在公開されているところ、選定事業者が地域振興ということでホームページ等で公開をされておりますけれども、その地域振興策並びに漁業振興策、内水面も含めてですが、1項目、項目しか出ていないのですが、さらにそこから踏み込んだ内容について先般、地元、町、漁協、内水面の関係者のほうにも説明がございました。このようなことを考えているということで、非常に細かく、これまで町とかがいろいろ要望を、今回の選定事業者のみならず、計画をされていた事業所には同様に全て、町はこういうことを期待しているという話を細かくさせていただいておりましたが、そういうところが基金の中でこういうものを行う、基金以外ではこういうものを行うということが明示されたところであります。今後、町内部でもそれを検討しながら、もっとよりよい方策はないのかですとか、あくまで事業者がそれは提案した内容ですので、今後そういう内容を詰めていくということで、まだ細かい内容が提示されたばかりでありますので、これから検討していくということでご理解をいただければと思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） またちょっとSDGsのほうに戻りますけれども、持続可能な開発目標のことで、2015年の国連サミットで採択されて、2030年までに達成を目指す国際社会の共通目標であるということになっております。環境、社会、経済に関する17の目標と169のターゲット、「誰一人取り残されない」を理念としております。それで、SDGsというのは何か目標が大きいので、個人の力では何も変わらないのだと思う人がいるかもしれないのですが、いろいろ調べてみますと決してそんなことはないのです。個人の身近な取組事例もかなり示されております。例えば電気や水が無駄遣いしない。極めてシンプルです。それから、食品ロスをなくする。これも。ごみを減らす。分別を徹底する。それから、ペーパーレス化に取り組んで、紙をむやみに使わないようにすると。それから、家事、育児、介護などの負担を平等にす

ると。男女の平等。これジェンダー平等というやつです。それから、災害に備える。再生可能エネルギーを導入する。例えばこれは家庭で太陽光発電を上げるだとか、そういうことも含まれると思います。それから、車での移動を減らす。できるだけ排気ガスを出さないという極めてシンプルな考え方です。それから、マイバッグ、マイボトルの持参。簡易包装の商品を選ぶ。これは、何回もぐるぐる包装されているような商品はなるべく買わないと、こういうことのございます。そしてまた、必要以上に買わない。グリーン購入。それから、フェアトレード商品を選ぶ。それから、アニマルフリー、アニマルウェルフェアって、動物を何か、こういう言い方悪いけれども、殺して作ったような製品ってありますよね。例えばあるわけ。こういうものはあまり使わないようにすると。動物がかわいそうだから。これも含まれております。それから、地産地消に努める。それから、社会課題を知り、シェアする。それから、募金や寄附をできるだけする。それから、地域活動やボランティアにも参加する。それから、身近な不平等に対して声を上げる。それから、最後は政治に参加すると。これはちょっとおまけのようですけども。こういうものもあるのです。そうしますと、去年、おとしの5月でしたか、カーボンニュートラル宣言というのをこの町でやっているわけです。5月だと思いましたけれども。まだ2年まではたっていないですけども、そういうものもあると。すると、町民の皆さん方にとしてみると、カーボンニュートラル、ニュートラルとはいうものの、我々普通の人方が、私たちはもちろん普通ですけども、何をやればいいかわからないのだと、こういう話よく聞きます。あくまで何かマニュアルのようなものを出して示してくれないかと、そうすれば私たちもそれに倣うような形である程度のことはやれるようになるでしょうと、こういう話が時々ありますが、ただ、今まで私が見ていると、役場でそういうことに対する対応というのはなかったような気がします。本来であれば、そういうものを出してくれれば町民の皆さんもそれなりに、ああ、こういうものでいいのかと、それで環境保全にも役立つのかと、こういう捉え方に多分なる場合もあると思うので、やはり多少なりとも環境保全に努めるようになるのではないかと思います。私が今ここに書いたのは、これネットから約20くらいばあっと拾ったのですけれども、これは全然特別なことないです。私が今読んだことは全部単純なことばかりで。でも、これがこういうものなのだというふうにネットで全部示されています。私が勝手に考えたのではないです。たかがこれだけのことでですけども。ですから、このとおりまねをなささいという話ではもちろんないですけども、環境保全に対する身近な取組の仕方というのはこういうものなのだと、そしてそれはSDGsの方針とかカーボンニュートラルにもあるいは役立つのだと、このようなことも踏まえて町民の皆さんに渡していただければ私は多少違うのではないかなと思うのです。別にこれは大人でなくても、子供でも十分分かるような話なので、子供さんたちも、ああ、こういうことをではまめにやるようにするかとか、そういうふうな話にも多分なる場合もあると思うので、そういうことにも取り組んでいただけないでしょうか。それ非常に簡単なことなのですけども、いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 斎藤議員の今のご質問について答弁させていただきます。

当町では、町民の皆様に苗を配布しておりました。それは、やはりそのようにして夏の室温を下げるという意味で、ゴーヤの苗を配布をする事業をしておりまして、そのときには、広報でお示ししますと役場の前、旧庁舎だったのですけれども、かなりの方が列並んでくださって、新庁舎に移ったらまたかなりの

方が並んでくださったり、そのようなこともありました。やはり広報を伝ってこういう今地球温暖化を、進めるにはこういうこと大事だよということで、丁寧にさせていただいたこともあったのですが、今お示しのこと全てについてはできかねるのですが、おっしゃっていることはとても一つ一つ大事なことだと思いますし、また動物愛護の観点では動物を殺傷したもので何か商品を作るとかいう時代では今はないので、その辺りもどのように皆様にお示ししていけばいいかとかもそうですし、また一番大事なのは、先ほどのお話の中では、個人でできるのはやはり電気、電気を使わない、まめにリビングやほかの場所の電気を消していますかとか、省エネを各個人でやっていますかという、そういう取組もとても大事だと私も認識しております。先ほどの提案なのですけれども、それを町民の方にどうやって知ってもらうかというのはとても大事なことだと思うので、今すぐできることはここではちょっと答弁はできないのですが、それも一つの方策として、再生可能エネルギーをなぜ今こうやって国も県も町も導入していかななくてはならないのかということも踏まえ、しっかりと町民の方たちに丁寧に説明することが大事だと今のご質問を聞いていて思いました。これから私たちがしなくてはいけないのは、未来の子供たちへのつなぐ大事な地球や、またはこの日本もそうですが、戦争のない暮らしだと思っておりますので、まずは一からできることをやっていければと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） ゴーヤの苗を配ってきたと、そういうこともあるのでしょうけれども、それは植物を植えてドアの前に置いたりすると、伸びてくるとみんな涼しくなったり、そういう環境保全なのでしょうけれども、それはほかのうちでも見かけることがあります。窓のところにアサガオ植えてみたり伸ばしたり、そういう意味もありますけれども、それも一つなのですけれども、ただ日常的に取り組むことができるものがあるのだという意味で私言っただけなので、非常にシンプルなことばかりですので、これもそういう取組の一つなのだというふうに補足にでも書いてもらえなと思って言ったまでの話です。こういうこともあるということです。

それから、カーボンニュートラルというのはよく聞きますけれども、SDGsもカーボンニュートラルも環境用語でして、環境用語にはいろいろあります。もっといっぱいあるのですけれども、ある程度代表的というか、そういう意味で使われている場合が多いのではないかなとは思っています。二酸化炭素の排出量を全体でゼロにすることを目指すのですけれども、排出量の大部分を占めている火力発電からの脱却がなかなか困難です、現実的に。そして、再生可能エネルギーの導入となりますと、これまた多額の費用がかかりまして、この辺がちょっと問題ではないかというふうに言われております。そして、二酸化炭素の排出をこれは許容しているのです、カーボンニュートラルというのは。二酸化炭素は出すのは仕方ない。出すだけ出しても仕方ないと、だけれどもどこかでそれを吸収すればいいのだと、こういう発想があるので。普通の考え方からいうと、できるだけ二酸化炭素を出さないようにしようということが多いのではないかと思います。カーボンニュートラルの場合はある程度出しても構わないという思想なのです。その分どこかで吸収すればいいのだと、こういうことなので、ちょっとその辺が浪費につながるものがあつたりして矛盾しているのではないかと、こういう指摘は前からあります。二酸化炭素の削減は、だけれども必要とはされております。ですから、この取組、今までのカーボンニュートラルの取組は必要だとはも

ちろん思うのですが、ただ幾らでも出してもいいからその分どこかで吸収すればいいと、こういう思想がちょっと違っているのではないかと、こういう指摘は前からあります。それから、また電気自動車なんかもSDGs関係の話だとは思うのです。もちろんEVですけれども。昨日、町長の施政方針ですけれども、カーボンニュートラルに努めていくということと、それからEVも導入していくというなお話でしたけれども、私もそれは結構なことだとは思いますが、EVについては私ちょっとだけ調べていることがありまして、ちょっと話させてもらいたいと思います。EVでは車体の重量がかなり重くなります。大体普通の車より500キロから1,000キロくらい重くなります。もともとそういうつくりなのです。なぜかというと、大きいバッテリーを車の下のほうに必ずつけるのです。これが重いのです。そして、重い車が走るわけです、当然。普通より500キロも1,000キロも重い車が走るわけです。こうなりますと、タイヤが早く減るのです。重い車が走ればタイヤは早く減ります。となるとどうなるか。タイヤの交換が倍も必要になるのです。タイヤ交換が早まると。これがあります。では、タイヤはただ減るだけなのかというと、そんなことはないです。タイヤはゴムですので、普通、ゴムの粉じんが舞い上がるのです。これはゴムの粉じんが舞い上がって環境破壊ではないかと、こういう指摘があります。公害の発生です、逆に。公害が発生するのだと。また、重い車が道路走ると、タイヤが早く減ることもあるのですけれども、道路も早く傷みます、細いこと言えば。こういう連鎖が起こってきます。そして、普通、クイックの充電ありますけれども、急速充電です。急速充電を繰り返しますと、バッテリーのもちが悪くなります。バッテリーが早く駄目になるのです。そして、電気自動車が一番お金がかかるのは、このバッテリー部分なのです。一番お金かかるところが早く駄目になるのです、クイック充電ばかり繰り返すと。こういうこともあるので、なかなかうまくない面があるのです。それで、EV先進国というのは皆さんどこかご存じか知りませんが、ノルウェーです。EV先進国はノルウェーです。もうその国で走っている8割くらい全部電気自動車になりました。ところが、首都オスロです。オスロ。ノルウェーの首都オスロです。このオスロの町なかをごみだらけになったのです。粉じんが舞い上がって公害がひどいと。こんなまちになるはずではなかったと言っているのです。こういう問題が起きるのです。では、この市は何をやったのかというと、副市長さんがいるのです。副市長さんがいます、オスロの。この人が何と言ったか。「我々のEV戦略は間違だった」と言っているのです。「やらなければよかった」と言っているのです。こういう場合もあるので、町長は非常にEVを昨日の話で私は評価しているように聞きましたけれども、それは結構です。だけれども、EVというのはこういう負の側面があるのだということをぜひ覚えておいていただきたいと思うのです。要するにEVは環境保全にならないということが前より非常にはっきり分かってきたのです。

そして、もう一つ重大な問題があります。EVを生産する工程でかなりの二酸化炭素を出すのです。これが普通のガソリン車を造るよりも倍のCO₂を出して生産します、EVに関しては。すると、それまでの間にEVはもうぼんぼん、ぼんぼん出しているわけです。それが、では元の状態になるまでどうなるかといひますと、10万キロ走らないとガソリン車並みのCO₂にならないのです。10万キロですよ。走らないと。恐らく10年くらいかかるでしょう。こういう現実もあるので、非常に環境対策と矛盾しているものがあるということは私は一応まず述べさせていただきたいと思います。非常にシンプルな話です。これは余計な話ですけれども、多少付け加えて話させていただきたいと思うのです。こういう負の側面もかなりあるので。これは、EVが出始めた頃はこういう話はできなかったのです。こういう話をする、あの男何言

っているのだと、EV、EVと一生懸命やっているのに何を言っているのだ、こういう雰囲気が強くて誰も言い出せなかったような時代があったのです。今それが分かってきました。非常に負の側面が大きくて具合が悪いと、こういう面があるので。では、何が人気があるか。ガソリン車のハイブリッドです。単純にハイブリッドがいいと。これは大きな丸がついているのです、世界中で。もう余計な話はしません。こういうものがあるということをやっと話をしたまでの話です。

それで、では人口関係いきますけれども、2008年から日本の人口は減少に転じています。もう17年くらい前から減少に入っています。それで、人口減少対策、私いろいろ読みましたけれども、これといった切り札のようなものは正直言ってなかなかないです。これを止めることができるような特効薬のような、切り札のようなものはなかなかありません。人口減少と地方創生のための3つの基本的視点というものがありまして、これは何だかといいますと、東京一極集中の是正。確かに東京のほうにばかり人が行きます。これを止めなくては行けないと。しかし、これを止めるのはなかなか困難です。なぜか。東京のほうがいろんな意味で暮らしやすいし、いろんなものがそろっているのです。だから、若い人ほど出ていくと、こういう傾向があります。それから、若い世代の就労、結婚、子育て希望の実現、ここでもまた働き場というものが出てくるのです。地方にはやっぱりあまり働き場が、少ないです。種類も少ないです。そして、募集の人も少ないです。こうなるとなかなかそういう職業にありつけないということが出てくるわけなので、これもなかなか難しい問題だと思います。その次、地域の特性に即した地域課題の解決というものがあるのですけれども、これはどこでもそういうものがあるわけです。そこそこの問題はみんな抱えていますので、それはそれで、そこそこで解決していくしかない、というタイプの問題であります。大部分の自治体が人口減少に頭を抱えております。どこもです、ほとんど。では、実際山形県も、山形県も来年度中に100万人を切るのはまず間違いないと、このように言われております。100万人割れ確実です。こんなこともありまして、ただの田舎になろうとしています。東北地方や中国地方で人口減少が顕著になると予想されております。この問題点を指摘するのは簡単なのです、意外と。意外と簡単なのです。ただ現実を並べるだけの話なので、極めて簡単なのです、どっちかという。だけれども、問題は、そこから何とかして人口減少を食い止めて、あわよくば人口増加に結びつける方策はないのかと、ここが問題なわけであって、なかなかこれといった答えがないというのが現状です。地方の人口減少が起きるとどうなるかという問題があります。これは私が今改めて言うまでもなく、もうどこでも指摘されてきた話ではあるのですけれども、生活関連サービスが縮小すると。それから、交通難民が増加する。共助機能の低下。防災、防犯リスクが増加すると。行政サービスも低下すると。行政サービスの低下という、遊佐町でやっていることも低下するのではないかと、こんなふうにも読めるのですけれども。それから、労働力不足と地域経済の縮小。先ほども話がありました医療、介護サービスへの負担が増えると。だから、なかなか介護職に就く人もいないというか、少ないわけなのです。こういう現実もあります。それから、教育機関の統廃合。

私ここで教育課長か教育長に伺いたいのですが、去年1年間で遊佐町で生まれた子供の数は33人でした。1年前ですか。直近の1年間で30人くらい生まれているということのようです。ただ、何か双子を連れて来た、遊佐町に転入してきた方がいらっちゃって、それで32人になりそうだというふうな話でございまして。こうなりますと、三十二、三人が生まれるのが普通だというような状況になりますとこれ驚く

べき話ではあるのですが、教育関係もかなり変わってくるのではないかと思います。小学校の在り方、中学校。遊佐高もすぐそこにあるわけですがけれども、この辺のガイドライン、見通しで結構ですので、少し示していただけないでしょうか。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門 敦君） ただいま少子化に伴うビジョンというふうに伺った次第ですけれども、皆さんもご存じのように、小学校が5つ統合して今満2年になろうとしております。小学校の教育の円滑な充実、そして子供たちの夢を育み、ふるさと愛を醸成ということで、私が今考えていることは、まず小学校の充実、そして小中高の連携ということを中心に考えておりますが、今議員おっしゃったように、少子化よっての、例えば今1歳の子供が中学校3年生になったときには小学校1年生から中学校3年生まで全て1クラスずつというふうに、そういうふうな予想も、見込みも立つわけです。小学校が統合しまして、5年ぐらいをめぐりまして、私も今いろんな全国各地の事例も含めながら、そういったことを思い巡らせていることも事実であります。ただ、早々にすぐこうだ、ああだというふうなことではなくて、今情報を得て、そういったところで機を捉えて、課内ではどのようなことかというふうなことを話し合っております。あと、現実なこととして、4月から小学校1年生が入学してくるわけですがけれども、今現在66名入学予定でございます。1人増えると3クラス。現状では2クラスと。2クラスということで、33名の2クラスなのか、それとも1人増えるとさんさんプランという県の制度で、そのようなところでの今、何とか1人入ってこないのかなという、そういうようなところを思いまして、まずは少子化という波については議員おっしゃるとおり我々もそのようなことで捉えておりますので、今後、学校の在り方につきましても今もし節目があればそこでお示し申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 学校関係も私大変な状況になるのではないかと思います。我々教育関係は素人なので、プロのような皆さん方のような予想を立てることはほぼできませんけれども、ただどう考えてもこれしかなくなるのだということなので、それに見合った学校があればいいのではないかと、こういうことにもなると思うので、これも大変な話だとは思いますが。また、今までいろんな子育て関係にも支援はしてきたと思います、遊佐町も。これからもこれといった決定打は私はないと思います、人口減少の対策については。ないとは思いますが、やはりそれらしいものをいろいろやってみると。こういう状況が続くのではないかと思います。これまでやってきた取組なんか私も結構いいものがあったと思うし、今の町長もそうですけれども、前の町長あたりもかなり一生懸命子育て関係はやられてきた人だと思っておりますので、ぜひそういう精神を酌んでいただいて、松永町長にもあの町長の精神を本当に大事にしてください頑張っていただきたいと、このように思います。

どうも、もともと答えのないような話ばかりしてしまして申し訳ないのですが、私の一般質問はこれで終わります。

議長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後１時）

議長（高橋冠治君） １番、遊佐亮太議員。

１ 番（遊佐亮太君） 本日は、商工業振興策についての一般質問を行います。

事前に産業課さんのほうに具体的な数字のほうもお伺いしております、今アップされておりますけれども、こちらの数字を見ながら通告書のほう書かせていただいております。私、通告書の文中に「人口ピーク時（約２万人）」と書いてしまったのですが、こちらの数字見ながら書いてしまったものでして、よく考えたら遊佐町の人口ピークは合併当時の昭和30年前後の約２万5,000人だったなとは思っていたのですが、そこをちょっと、それを踏まえましてこちらの通告書のほうを読み上げさせていただきます。

遊佐町の事業者数は、令和３年経済センサスで486事業所、小規模企業428事業所、令和７年１月末現在の商工会員数は373事業所です。令和５年度の創業は４件、廃業は19件と廃業が顕著に増加しており、事業承継も第三者承継が数年連続でゼロ件、親族内承継も少数です。人口ピーク時約２万人から現在は約１万2,000人ほどへ減少し、事業者数も800前後から486にまで減るなど、地域経済の縮小が明らかです。テナントとして入居可能な物件の情報は十分に整備されておらず、新規創業や移住者の起業を阻む要因となっています。商工業振興の補助制度、広報費、店舗改装費などは一定の利用がある一方、コロナ対策費やデジタル化推進費などは十分に活用されていません。こうした状況を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

１、創業数、廃業数の傾向と対策。創業数減少、廃業数増加の要因分析。創業支援の拡充や周知策の現状と方針。

２、事業承継支援の実効性と改善策。第三者承継が進まない要因と対策。親族内承継の課題と支援。

３、空きテナント、事業用物件の情報整備と利活用。情報収集、発信体制の現状と課題。創業、移住希望者とのマッチング策。

４、人口減少に伴う地域経済縮小への対応。昭和期からの人口事業者数減少への認識。観光、農業、移住、定住など他分野との連携。

５、今後の商工業振興策の方向性と新たな取組。既存支援策の成果検証と拡充の可能性。デジタル化支援やコロナ後を見据えた施策。

以上の点についてお伺いし、人口減少や廃業数増加といった厳しい現状に対し、町としてどのような具体的施策を打ち出そうとしているのかを確認したいと考えます。地域経済の活性化と定住促進を両立するための実効性ある方策について、より踏み込んだご見解をお示しいただきたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） １番、遊佐亮太議員のご質問に答弁させていただきます。

町の商工業振興施策について、大きく５つのご質問にお答えさせていただきます。１つ目の町内事業者

の創業数、廃業数の傾向と対策で、創業数の減少と廃業数の増加についての要因分析でございますが、コロナ禍、物価高騰の影響による長引く景気の低迷、若い世代の町外への流出による人手不足、加えて後継者問題などが考えられる要因かと思えます。支援策や周知などにつきましては、町の商工会と連携しての相談対応、国や県の補助金の紹介ほか、町単独といたしましては、小規模事業者向けに産業活性化対策事業として、町の商工会を通じた創業など支援補助金の交付などにより、小規模事業者の創業支援に努めております。町単独事業につきましては、補助内容、交付金額などは商工会との協議の上、毎年見直すことも可能でありますので、今後も支援の充実に努めていきたいと考えております。また、周知といたしましては、広報ゆざへの掲載ほか、お問合せいただいた方々には補助金制度の周知と活用に関心を持っていただいているところでございます。

2つ目の事業継承支援の実効性と改善策について。まず、第三者承継が進まない要因でございますが、本町に多い自宅兼店舗型の小規模事業者が親族以外の第三者への事業承継を選択しないこと、これまでの経営状況が厳しく、設備の老朽化などの原因もあり、将来の経営計画が成り立たないことや事業承継のノウハウなどが無いことが考えられます。その対策といたしましては、金融機関や専門機関に相談する方法がございますが、有効な対策は見いだせておりません。また、親族内承継の課題と支援につきましては、まず後継者がいないということに尽きると思っておりますし、後継者が承継する際には商工会でしっかりサポートしていただいていると認識しております。

3つ目の空きテナント、事業用物件の情報整備と利活用についてでございますが、こちらは整備が進んでおりません。情報整備と創業、移住希望者の物件とのマッチング施策は町の課題であります。遊佐の駅前に定住のための住宅を造りました。そちらのほうは、元はクリーニング屋さんをやっていた住宅でございました。一つ一つ丁寧にやっていきたいと思っております。

4つ目の人口減少に伴う地域経済縮小への対応についてでございますが、昭和期と比較して人口、事業者の減少は明らかであり、長年にわたる大きな課題であると認識しております。商工業分野のみならず、ほかの産業分野、農林水産業分野でも後継者や担い手不足が顕著であり、今後の町生活の維持、継続に関わる本当に、本当に大きな課題でございます。観光、農業、移住、定住など、ほかの分野との連携につきましては、地域活性化、産業活性化のための重要課題であると考えておりますので、今後は行政のみならず、議員各位、町民皆さんと具体的な方策について検討してまいりたいと考えております。

最後に、今後の商工業振興施策の方向性と新たな取組についてでございますが、支援策については、これまで商工会のほうからの要望にできるだけ応えるようにし、商工会と連携して様々な取組を進めてまいりました。町単独の企業、事業者への支援につきましても、時代に合わせて新たな制度を設けて対応してまいりました。これまでの支援策の成果検証はしっかりとできておりませんが、一定程度の成果は当然あったと認識しております。令和5年度からは、若者が町に残り、若者を町に呼んで働く仕組みづくりを目標とした、若者を中心としたビジネス創出事業に取り組んでおりますが、来年度は起業家の皆さんの育成と創業を目的とした空き店舗利活用支援事業を新たに展開する予定でございます。今後の支援策の拡充につきましても、現段階では具体的なものはございませんが、地域経済の動向をしっかり注視しながら、デジタル化支援やアフターコロナを見据えた施策などなど、町の産業にとって有効な施策を検討し、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ご答弁ありがとうございます。そうしましたら、できるだけ私のほうで上げた 1 から 5 の順番に沿っていろいろとお話をしていきたいというふうに思っております。内容かぶるところもあったりするので、例えば創業のことで既存支援策の成果検証のことでちょっとお話が飛んだりとかはするとは思いますが、できるだけ 1 から 5 の順番でお話しできるようにいたしますので、よろしくお願いいたします。基本的には産業課さんのほうにお伺いするかと思いますので、よろしくお願い致します。

そうしましたら、まず商工会さんのほうでいろいろとご支援があるというふうに伺っております。私のほうでもやり取りさせてもらっておるのですが、創業にしろ、廃業に至らず何とか継続しようというふうにするにせよ、今後の事業計画の策定であったりですとか、創業においては法人登記をするというようなところで商工会さんとのやり取りが発生するのかなと思うのですが、そういったことで商工会さんのほうから指導や説明を受けられる機会というのはどの程度あるのかということと、どの程度の深さまでというのもあると思うのですが、もし商工会さんのほうでなかなか機能的に難しい部分があるのでしたら、商工会の機能を評価するというよりは、人員を補充するであったりですとか、ほかの自治体というか、サービスを検討するというのもあるかと思うのですが、現状そういった動きというのはあるかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えします。

町の商工業振興、先ほど町長答弁にありましたとおり、商工会を中心にとすることで対応いただいているのが現状であります。いろんな相談の窓口ということで、町は商工会と一緒に計画をつくっているものがあるのですが、そこはワンストップ窓口ということで、遊佐町においては遊佐町商工会を窓口としておりますので、町の職員そこまでスキルがございませんので、専門のスキルをお持ちの商工会のほうにご案内をしているというような現状であります。今人員のお話が出ましたが、商工会の職員は町の職員とは違いますので、そちら商工会のほうで人員が不足ということであれば商工会内部のほうで、県の商工会連合会のほうで対応になるのかというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、事業承継についてお話のほう進めていきたいと思うのですが、数年連続第三者承継についてはゼロ件というところで、資料のほうも頂いております。その中で、やはり廃業するのがもったいないなということも実際あったかと思うのですが、そこに対して何らか手を打つというところは実際やられていたのかどうかということをお伺いしたいと思います。もしやられていないのであれば商工会さんのほうにもっとお力添えをお願いするということもできたのかなと思うのですが、よろしくお願い致します。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えします。

事業承継については、現在の事業者の経営者の考え方に基づいて、それに対して支援を行うと。先ほど町長答弁でもご説明しましたとおり、町の単独事業、産業活性化対策事業において毎年メニューを見直したりとか、補助金額を見直したりとか、現状にできるだけ合った形で、町の単独事業ですので、制度を変えられるという利点を生かしてこれまで対応をしてきたものでありますけれども、それが全て承継に支援できたかということでは、それは全てというふうには言えないかとは思いますが、これまでできるだけ対応してきたつもりであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ちょっと具体的な事例とまで、できるだけ名前は言わないようにしますが、移住、定住の施策の中で商店を造ったというのがあったかと思えますけれども、こちらが今閉店になっているところも実際あるかと思えますし、これから閉店するところもあるのかなというふうに思います。これからのところは探されているのかなと思うのですが、実際閉店が続いているところもあります。こちらについての新しい事業者さんに入ってもらえるのか、そういう動きというのは具体的に行われているのでしょうか。また、もし入れないのでしたら何が壁になっているのかなところもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

所管は企画課のほうになりますけれども、定住施策の中で、D I Yによって改造して店舗を開業したという方もいらっしゃるというのは承知しておりますけれども、その方が本人の事情によって店をやめるということで、定住促進係のほうでそういう、ちゃんと紹介といいますか、案内をかけて募集をかけたわけですが、具体的にはそこに手を挙げてくる方がいらっしゃらなかったというふうに認識しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 状況については承知いたしました。

その中で、事業承継を進めるにおきまして、私もふだんの仕事でM&A関係をずっとやってきておりまして、振り返ると七、八年ぐらいやってきておるのですが、その中でいろんなM&Aの仲介業者さんとの付き合いもございますし、あとM&Aのプラットフォームというのも今は有名どころでは3つぐらいあると思うのですが、そういうのも活用しながら案件探しているというのがふだんやっている業務になっております。それでやっていきますと、結構地方の本当にちっちゃいまちの商店さんもそういったプラットフォームを活用して承継者を探しているというのもよく目にしている状況です。私の仕事柄、割と医療関係の案件も入ってくるのですが、医療法人さんであったりとか、一診療所を運営されているようなところでも結構M&Aプラットフォームを活用して承継者を探しているという状況は目にしているところでございます。そういったプラットフォームを活用しますと、移住者さん、移住希望者さんもマッチングできるのではないかなと思いますけれども、そういった形でそういったM&Aプラットフォ

ームを活用しまして外部から承継者を探すというやり方もあるように思っております。代理登録であったりですとか、代理でやり取りするであるとかも結構実際に行われております。私もその商店のご本人とやり取りするつもりで連絡したところ代理登録の方から返事があるということはよくありますので、そういうやり方もできると思うのですけれども、そういったことはやられないのかなと思っているのでありますけれども、いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

これまでそういう取組、町でもしておりませんので、今後検討していければなというふうに思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。自治体関与型の事業承継支援モデル構築展開事業というものも経済産業省のほうであったりするようですので、実際にこういった、ホームページもございましたし、外の自治体の事例も紹介されておりましたので、こういったものも見ながらいろいろできるかなというふうに思います。

また、先ほど来M&Aプラットフォームのことでお話ししましたが、大手の仲介会社を使うとフィーが高いのかなとも思いますけれども、大手の仲介会社さんですと本当に自治体とタッグを組んで事業承継先を探すという動きもやられているようですので、そういった支援先を探すということもできるのではないのかなと思っておりますので、いろいろとできることもあるでしょうから、取り組んでもらいたいなと思っているところでございます。

また、事業承継のノウハウがないと町長答弁の中でもございましたけれども、それこそ地域活性化起業人、依頼するというのもできるのではないのかなと思っておりますが、そういった形で外部の方に力を借りるということについてのお考えいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

事業承継のノウハウがないというところ、ここにつきましては、いろんなセミナーとかがありますので、そういうものに誘導するといいますか、商工会と一緒にそういう勉強会には誘導するということでもありますけれども、そもそも町長答弁でお話ししましたとおり、事業承継自体を望む声あまり聞こえてこないというのが実態でありますので、やはり遊佐町の店舗の小規模事業者の特性上、自宅と一緒に店舗があるというところ、そういうところからいうと、今事業をやっている方が第三者に継続を望むという声については町には入っていないという現状もありますので、そこに今町が力を注ぐというよりも、現状ある、現状頑張っていらっしゃる事業者支援をするというところは優先かと思えます。それには当然町の職員の人員の状況もございますし、産業創造係広く分野ありますので、マンパワー不足、マンパワーが足りていないということもあると思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） マンパワー不足はあると思うのですけれども、なかなかその地域活性化起業人で

あったりですとか、地域おこし協力隊であったりですとか、そういった町の持ち出しでない部分でのマンパワーの活用というのがあるのかなと思いますので、ご検討いただけたらなというふうに思っておるところです。

遊佐町の特性上、店舗と住宅が一体化しているところも確かに多いなというふうに見ております。難しいとは思いますが、店舗部分だけテナントとして貸し出すということもできるのかなと。全部が全部はできないとは思いますが、一体とはいえ、店舗が店舗で箱になっていて自宅とは通用口でつながっているというパターンであれば、店舗部分だけ貸出しということも可能性としてあり得るかなというふうに思っております。多分外からの事業承継という選択肢もありますよというアプローチがないとなかなかその発想に至らないのかなとも思いますので、そういったやり方もあるのだよという周知から始めるのが必要なのかなとも思っているところです。

廃業数につきまして、廃業数が令和5年度で19件ということではございましたけれども、恐らくここ数年事業実態がなかったところも含まれているのではないのかなと思っております。コロナも明けてきたし、そろそろいいかなみたいな、それぞれのタイミングはあろうかと思うのですが、廃業届を出したというケースもあるのではないのかなとも思っております。やっぱり事業承継してもうどん詰まりになってからするものではなくて、まだ余裕があるうちにしていかないと引継ぎ先見つからないのです。私も探すのですが、仕事でM&A先を。探すのですが、ちょっと今さらは難しいというパターンも多くありまして、そうなる手前に、具体的に年齢でいったら65になる前に探すとか、60歳になったから65までに相手先を探すと言ってくれているところのほうが取り組みやすいのです。やっぱりそれ過ぎてくるとスタッフの方々もだんだん年齢も上がっていきますし、機材も老朽化、陳腐化してくるですとかになってきますので、前もって可能性を提示するということが必要なのではないのかなというふうに思っているところです。そういったことについての可能性もあろうかと思うのですが、その辺についてお考えいかがでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

事業承継の関係でありますけれども、先ほどお話ししましたとおり、商工業関係の事業所の方々、またこれ本町では農業の方にも言えると思うのですが、自分が頑張れるうちは頑張ることが多くて、特に農業もそうですが、商工業の関係する方ともお話ししても、自分がやれるだけやって、それで終わりだという考え方の方が多くいらっしゃるように感じております。そういうところも含めて今事業承継いろんなやり方これから、今まであまり町のほうで具体的に検討していないところがございますので、先ほどちょっと答弁も漏れましたが、外部人材の活用、地域活性化起業人、来年度、町では別の施策のほうで起業人をお願いする予定はしておりますけれども、協力隊を使うですとか、そういうところも含めて今後事業承継というところ、商工会と一緒にいろいろ検討していきたいと思っておりますので、ぜひ議員のほうからもいろいろアドバイスをいただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） ぜひ私もできる範囲ではアイデアとか出したいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

そうしましたら、事業承継については一旦落ち着きまして、それにも関連するのですが、お話しただいております地域活性化起業人と地域おこし協力隊についてもお聞きしたいというふうに思っております。まず、地域活性化起業人なのですけれども、新年度新たに契約をされるというふうに伺っておりますが、こちらの会社名はご開示できるか分かりませんが、どのような内容をやっていただくのかということについて伺います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 地域活性化起業人、新年度予算のほうに計上させていただいておりますけれども、来年度から2年間の予定で、ふるさと納税の返礼品、いわゆるブランド推進ということで特産品の開発、販路拡大、ふるさと納税の返礼品の開発というのをお願いをする予定であります。まだ正式契約ということではございませんので、大手飲料メーカーのところから募集をいただきましたので、そちらのほうにお願いをする予定であります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 大手飲料メーカーということで、会社名のほうは私も申し上げませんが、非常によかったかなというふうに思っております。ふるさと納税の話を今回するつもりもないのですけれども、基本的に米がたくさん皆さん、お米がおいしいから注目されているところもあると思うのですけれども、なかなか、では加工品のほうにいていないのが遊佐町の現状かと思っておりますので、加工品、付加価値のつく商品の開発についてもぜひご尽力してもらいたいなというふうに思っております。

その上で、一応お聞きしたいのですけれども、昨日までの答弁の中で、もう前年度ですか、令和5年度に契約していた地域活性化起業人の会社さんから契約がなくなったというふうに伺っております。やはり契約が打ち切ることになった要因についてしっかり確認したり分析したり反省したりしていない中で、改めて新しいところと契約しても同じ轍を踏むのではないのかなと思ってしまう部分があるのですけれども、その辺の過去の要因についての分析というのはなされているのでしょうか。なかなか分からないというふうには伺っておりますけれども、改めて伺います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

令和5年度、地域活性化起業人、それは公表になっておりますけれども、DMMドットコム様より1名派遣をいただいていたところでありました。当初2年の予定でありましたので、令和6年度も引き続きということで予算も計上して、昨日もいろいろご説明をさせていただきましたが、6年の3月の段階でDMMドットコム様より終了というふうな連絡があったということで、詳しいその終了の理由についてはお聞きしていないということだったようではありますが、DMMドットコム様、理由が詳しく分からないのですけれども、庄内町でもやっぱり1年で引き上げたとか全国何人かいらっしゃるのようですが、全部1年で引き揚げたということもあったようですので、何かしらのそういう事情もあるのかなというふうに、詳しく直接の事情は伺っておりませんので、そんな状況であったということで報告をさせていただきます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ご担当されていた方ご本人の事情もあるかもしれませんが、それこそ会社での方針の転換ということもあろうかと思しますので、なかなか分からないところもあるのかなとは思っております。去年の3月の下旬ぐらいに担当の方と話をする機会がありまして、いろいろとご意見のほうは伺って、お話を聞いたことがございます。資料についてもまとめておられまして、課長のほうも持たれているという話あったのですけれども、私のほうも資料を見させてもらいました。私も移住者でございますので、その方のおっしゃることがある程度分かるかなというところもあります。そういう状況ですから、また新しい会社さんが地域活性化起業人として関わるようになったときに、どこまで反応するかはさておき、恐らくほとんど同じことを課題として感じられるのではないかなと思いますし、恐らくほとんど同じことで身動きが取れないと、やりたいことができないというところに陥るのではないかなというふうに思っております。その以前の方の作られた資料を拝見いたしますと、まあそうだよなと思うところは確かにあるところではあります。ですので、やはり失敗とまでは言いませんけれども、事業の振り返り、反省というのは必要ではないのかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

地域活性化起業人についてはこの辺りにしまして、続きまして地域おこし協力隊について少しお伺いしたいというふうに思っております。昨日なのかな、補正予算の質問の中でもいろいろと、そのときは遊佐高魅力化が中心でしたけれども、来年度、産業関係で新しく地域おこし協力隊が入るというふうに伺っております。その方の担当する内容であったりですとか業務内容についてお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

来年度から産業課でも地域おこし協力隊1名募集をしまして、1名採用の予定というふうになっているようではありますが、主な事業としましては、先ほど町長答弁でもお話をしました。来年度、若者を中心としたビジネス創出事業の中で、起業家の育成と創業を目的としました空き店舗利活用の支援事業、今年度取り組む予定でしたが、ほとんどといいますか、若干の取組で終わってしまっている事業ですが、本格的にその事業を行うということで、その事業と、加えて現在行っています遊佐高校のデュアル実践の支援ということで、その大きなところ2つを主に担っていただくということで協力隊を募集したものであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 大別いたしますと、空き店舗利活用の部分と遊佐高校のデュアルシステムの部分ということで理解いたしました。それぞれまとまりとしてある業務内容にも思えますけれども、では具体的にどんな動きをその人はするのだろうというのが、その方が創意工夫の中でやっていく部分もあろうかとは思いますが、ちょっとなかなか、ぴんとこないとまではいかないまでも、どう動くのかなと思っております。例えば空き店舗の利活用につきましては、では空き店舗年間3件入れますとか、デュアル実践の提携先を今までない分野にも伸ばして3件増やしますとか、そういった数値目標というのは設定されるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今の事業につきましては、基本的には一般社団法人の「遊ばざるもの学ぶべからず」のほうに業務委託をするものでありますけれども、そこに一緒に取り組んでいただく協力隊というような形であります。なかなか町のほうの職員で一緒にという取組がマンパワー不足によりましてやっぱりできない部分がありますので、協力隊を募集をして取り組んでいただくという中で、今議員から質問あったような数字的なものの設定は今段階では特にしておりません。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 遊ばざるものと一緒に行動されるということではそうなのだろうなと思いつつも、町としてこの一般社団法人さんのほうに業務委託を行って費用をお支払いするということがあるのではないかというふうに思っております。そうしますと、一般町民の感覚としましては、何をやってもらうのと、そういう具体的な業務、具体的な業務とすれば空き店舗利活用かもしれませんけれども、空き店舗利活用には月何万円なのということになってくると思っておりまして、やはり業務を発注する以上成果を求めるのが自然な流れかなというふうに思います。なので、なお一層数値目標なり行動計画なり必要ではないかと思っておりますけれども、その辺りについてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

空き店舗利活用支援事業という事業の名称でありますけれども、基本は、先ほども何回も申していますが、起業家と創業の支援というところ。これは商工業だけではなく農業も考えておりますけれども、新たにそういう創業や起業しようという方を支援をするということも含めての内容でありますので、必ずしもこの事業によって空き店舗が1つ、2つ解消するというふうに確実なものではないと思っておりますので、数値目標は特に定めておりません。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ゼロからの出発といえればそうかなとも思いますので、なかなか数値目標化するのは難しいとは理解をいたします。ただ、これをやるのだ、こういうことをやっていくのだというような年間計画と申しますか。何人集めてセミナー何回やりますとかそういうものもない中で、なかなか幾ら幾ら発注しますというのもちよっとぴんとこないのですけれども、その辺の何かこの一般社団法人にやってもらう具体的な事業内容みたいなところでは、もしお話しできるものがあったらお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 新年度の事業でありますので、まだ事業のスキームがしっかり全て固まっている状況ではありません。これから委託事業者とも詰めながらということになりますけれども、新年度事業の内容についてですので、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、今の段階でちょっとお答えできないということでご理解いただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 一旦は現状を把握いたしました。ただ、やはりどういうことをやっていくのというのがはっきりしない中だと正直委託される遊ばざるさんのほうもなかなかつらいのではないのかなと思いますので、業務発注する以上はお互いやり取りして、こういうことをやってくださいというのは詰められてから契約交わすのがよろしいかなと思いますので、ぜひそのようにしてもらいたいというふうに思っております。

続いて、先ほどから話出ている空き店舗のところなのですが、今空きテナントとしてはどこに何がどれくらいあるかというところが把握できていないという状況かというふうに思います。町長のご答弁の中でも、読み上げますと、「空きテナント、事業用物件の情報整備と利活用についてですが、こちらは整備が進んでおりません。情報整備と創業、移住希望者の物件とのマッチング施策は町の課題であります」ということでお伺いしております。町の課題とご認識があるということなのですが、ではどのように対策するというところまではいっているのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 現段階では具体的な施策は持っておりません。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 空きテナントと申しまして、住居と一体化しているところもあるでしょうから、なかなかすぐにどうこうというのは難しいと思うのですが、空き家バンクなんかもありますので、そちらと連携して情報公開するですとか、少しでもマッチングしやすいような状況にしてもらえたらいいのかなというふうに思っているところでございます。

空き家バンクにも絡むのですが、空き家バンクを活用して新しく事業を起こすということについては支援があるというふうに伺っております。また、それ以外の空き家、中古物件を取得して事業を行う際の支援というのはあるのでしょうか。見た目的には空き家バンクのそれ以外の中古住宅も同じなのですが、そこで支援策が違ったりだったりはするのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

空き家バンクへの支援についてはちょっと把握をしていないところでありますけれども、産業課サイドでいえば空き店舗、いわゆる空き店舗を活用するという際に先ほど町の単独事業で申し上げました産業活性化対策事業の中で以前は、若干ではありますけれども、支援制度を設けておりました。今後も町が若者ビジネスのほうでもそういう空き店舗活用の事業を行いますし、町単独の商工会のほうにお願いしている事業の中で新たにまたメニューをしっかりとつくるといってもあり得るかとは思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 空き店舗が埋まりますと町に光が戻ってくると思いますので、インセンティブが湧くと思いますでしょうか、そういうふうに方向づけることも施策としては必要ではないのかなとも思っておりますので、ぜひご検討してもらえたらなというふうに思っております。

では、どういった事業があり得るのかなと私もずっと考えているのですが、前回、2024年12月議

会で観光業の振興施策について一般質問としてやらせてもらいましたが、遊佐町ももっと観光業を盛り上げる必要があるのではないのかなというふうに思っております。施政方針の中でも、ユネスコ世界ジオパークの昇格を、認定を目指していくというふうなお話もありました。ユネスコ世界ジオパークどんなものかなと思って、文部科学省のユネスコ世界ジオパークのページを見ますと、ユネスコ世界ジオパークの概要、「ユネスコ世界ジオパーク」は、国際的に価値のある地質遺産を保護し、そうした地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業です」というふうな記載がございます。本日は産業関連のご質問でございますので、科学研究や教育については深く掘り下げませんけれども、地域振興等に活用することがユネスコの世界ジオパークへの認定に必要な取組ではないかなというふうに思っております。そうしますと、鳥海山を活用した、あるいは日本海を活用した観光業の活性化というのが必要になってくるかと思うのですけれども、そうした分野で産業が勃興するような支援制度の拡充というのはお考えにないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 現段階ではまだ何も具体的なものはありませんので、今後検討課題かと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。

前回の一般質問の中で企画課さんのほうからお伺いした情報によりますと、当町には年間250万人を超える旅行者の方々がいらっしゃるというふうに聞いております。令和5年度実績については267万人ということでございますので、かなり多くの方がいらっしゃっているのかなというふうに思っております。丸めて250万人と仮定しまして、1人1,000円町に落とすというふうに計算しますと、250万掛ける1,000円ということで、25億円が町に落ちるという計算になるかなというふうに思っております。多くの方々は鳥海山に登られて町なかに来られないで素通りしてしまうと、あるいは丸池様に行かれた後にそのまま帰ってしまうという動きをされているのかなと思います。そこで、少しでも町なかに来られてお金を落としてもらうような動線設計といたしましては、飲食店であつたりですとかお土産屋さんをつくるというのにも必要ではないかなというふうに思っております。そういった企業を支援するということもあろうかと思うのですけれども、今のところはそこまでの支援はないという理解でよろしいか伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

観光業に特化したものはまだないというお話をさせていただいたものでありまして、普通の飲食店ですとか小売店、そういうところが創業するものについては今まで同様支援を当然していくものだと思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。ありがとうございます。町なかにいろんな商店が並ぶようになると

いいかなと思っておりますので、ぜひ支援の継続のほどお願いしたいというふうに思っております。

そういう形でいろんな支援策があるということではございますけれども、町長答弁の中で1つあったところでは、「これまでの支援策の成果検証はしっかりとできておりませんが、一定程度の成果は当然あったと思っております」とお話しいただいております。こちらの一定程度の成果があったと。ないとは言いませんけれども、これでよかったのかという振り返りは必要かなと思うのですけれども、そういった状況を見直すような、例えば利用した方々にアンケートをするとか、そういう取組はされているのでしょうか、お伺いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

商工業の補助制度、非常にハードルの高い県の補助ですとか国の補助がありますが、なかなか町の小規模事業者の皆さんはそこに手を挙げる方、全然ゼロではありませんが、いらっしゃいます。そういう方々のために町は単独でこれまで支援事業を行ってきて、その事業でいろいろ販路拡大ができたとか、整備ができたとか、そういう声は事業者から聞いておりますので、アンケートは特に取っておりませんけれども、そういう町の単独の支援事業がなければもっと廃業が進んでいるのではないかなというふうに私は思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 確かに廃業が進んでいったということはあり得るかなとも思っております。ただ、創業数につきましては令和5年度で4件、一方廃業数は19件というところで、単純計算マイナス15と。令和4年度は、創業数5件の廃業数12件、こちらも廃業のほうが勝っていると。直近の令和6年度につきましては、進行しているところではありますけれども、創業2件、廃業12件ということで、どんどん事業者数が少なくなっているのかなとも思いますし、先ほど申したとおり、既に事業実態がないけれども登録だけ残っているというところもあろうかなというふうに思っております。なので、まず実際に動かれている事業者さんを、幾らあるのかを改めて確認するという作業も必要かなとも思いますので、今度産業関連で地域おこし協力隊さんが入るというふうにも聞いておりますので、そういった事業者さんにそれぞれヒアリングかけて、どういった支援策があったら本当はよかったのだとか、そんなお話もされるといいのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討してもらえたらなというふうに思っております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の一般質問を終わります。

2 番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） では、私からも空き家対策と利活用について質問させていただきます。

当町に限らず、全国どの自治体も空き家の増加とその対策に苦慮している。空き家になってしまう背景には、少子高齢化、人口減少、人口流出などの理由から世帯数の減少が原因となっています。ほかにも金銭的なこと、相続に関すること、親族の感情など、空き家になる理由は各世帯で様々である。一概に原因を一くくりにはできないと考えます。令和6年12月に、遊佐町振興審議会の答申が提出されました。その中に、「危険空き家解消に向けた対策の強化と増加する空き家対策、また遊佐町空き家等の適正管理に関

する条例の見直しに早急に取り組んでいただきたい」との文言がありました。令和6年、空き家の総数は574件、空き家危険度Dランクは175件と聞いています。空き家の危険家屋の解体を促すための町の対応と、空き家になった際の家屋の今後の確認や相続手続の相談等のフォローはどのように行っているのか伺います。

また、空き家バンクの登録もなかなか進まない状況であると思います。この空き家バンクの周知も、利活用を広げるために大事な要件であると考えられます。空き家バンク登録の周知と登録件数の増加を図ることで、空き家を生かして賃貸や売却、そのほかにも体験住宅、短期宿泊住宅など、そのほかの利活用の道も広がっていくと思われます。全国どこも同じ今問題を抱え、簡単に解決できないことは承知しております。また、所有者の考えや思いがある中で、町が勝手に動けるものでもないことを理解しております。しかし、何とかしたいと思っている所有者と利用希望者が多数いるのも現実であります。遊佐町に住みたい家がいないとの声がある以上、この声に応えたいと願うものであります。一度に解決できる問題ではありませんが、数百件のうちから数件ずつでも賃貸、売却につなげる方策を考えていかなければならない。今現在、利活用につなげられそうな空き家はどのくらいあるのか、また問合せの需要に対して町の対応はどう行っているのか伺うものであります。

以上、壇上からの私の質問といたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、2番、伊原ひとみ議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

とても大事な質問だと認識しております。令和6年度空き家実態調査による空き家総数は、遊佐町においては574件でございます。令和5年度から26件増加しております。また、そのうち倒壊や建築材の飛散など危険が逼迫しており、緊急度が極めて高い危険度Dランクは175件となり、令和5年度からは2件減少しております。また、空き家に対する地区住民などからの苦情などによる適正管理文書の発送は、町から令和5年度16件、令和6年度は15件でありまして、苦情などの内容につきましては、樹木の繁茂、建築材の飛散、空き家に野生動物が生息しているなどでございます。町で実施させていただいている老朽危険空き家解体支援事業の申請件数は、令和5年度は10件で、そのうち危険度Dランクの申請件数は6件ございました。また、令和6年度は17件の申請となり、解体補助申請は年々増加しておりますので、今年度からは国の社会資本整備総合交付金を活用させていただき、一部財源を確保しながら空き家の解体の支援を継続して実施させていただいております。また、今3月定例会におきましては、遊佐町空き家などの適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議員の皆様提案させていただきました。これまでは条例に基づく遊佐町空き家等適正管理審議会を設置しておりましたが、条例の一部改正によりまして、審議会を空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく協議会に格上げさせていただきます。協議会では、保安上危険となるおそれがあるなどの理由から、特定空家または管理不全空き家の認定の協議も行うことができ、特定空家、管理不全空き家に認定された場合には法律に基づく指導や勧告の対象になってまいります。勧告された場合は、固定資産税の住宅用地特例からの除外などの措置を課すことになるため、勧告前の指導によっては所有者の自発的な状態の改善を随時促してまいります。相続手続の相談などのフォローにつきましては、亡くなってしまった方の届け時に受付窓口において相続登記手続について掲載されております冊子のおくやみハンドブックで職員のほうから丁寧に町民の皆様にご案内させていただいております。町

外からいらっしゃる空き家を持っていらっしゃる方にも同じでございます。後日改めて固定資産担当窓口
に相続手続の相談にいらっしゃられた方に対しては、ケースごと必要書類が異なるため、法務局ホームペ
ージに掲載されている登記手続ハンドブックによります申請書類作成方法や戸籍謄本など、必要書類の収
集方法についても案内させていただいております。また、必要に応じて司法書士など相続手続代行の有資
格者を紹介していくというアフターフォローも対応などとして行わせていただいております。

最後に、空き家バンク制度に関することについてでございますが、令和6年度は新たに51件の空き家を
実態調査しておりますが、解体や住み替えなどにより空き家が解消された25件との差で、昨年度から26件
も空き家が増加している状況でございまして、町内の空き家総数は574件となっております。ランクの内訳
といたしましては、Aランクが145件、Bランクが122件、Cランクが132件、Dランクが175件となってお
ります。利活用可能な空き家は、住居として移住、定住につなげるため、空き家バンク制度を運用させて
いただいております。空き家相談や移住相談において制度の周知を行い、町内の不動産業者の方々や集落
支援員と密に連携しながら、空き家バンク登録の促進と移住希望者の内覧対応を日々行わせていただい
ております。空き家所有者への働きかけといたしましては、固定資産税納税通知書に空き家バンク制度や空
き家になった際の相談先をお知らせするチラシを一通一通同封させていただくほか、出前講座による空き
家に対する意識啓発、空き家バンクにおける家財道具処分費用やリフォーム費用への各種補助制度をご用
意させていただき、登録の促進を図らせていただいております。一方で、空き家バンク登録件数は現在13件
となっており、空き家件数に対しバンク登録件数が少ない状況となっております。議員のおっしゃるとお
り、空き家になってしまう要因は様々でございまして、空き家所有者の状況もそれぞれご家庭の事情や背
景で異なるため、すぐにバンク登録件数を増やすのはなかなか難しいところではございますが、行政だけ
ではなく、町内不動産業者の方々や空き家管理サービスを行っていらっしゃる民間の事業所様、集落支援
の方々などと密に連携しながら、バンク登録の促進と空き家の適切な管理を促していく必要が喫緊の課題
であると考えております。また、移住相談時におきましては、世帯構成に合った規模であるかどうかなど、
中でも賃貸物件のニーズが多い傾向にあります。希望する規模に合った物件があるかないかで実際に移住
する決め手になることも多いことから、少しでも選択可能な物件を確保するため、町内不動産業者と連携
しながら、引き続き空き家の適切な管理と空き家バンク制度の周知をこれからも図ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 2 番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 答弁ありがとうございました。

では、ここから自席にて質問させていただきます。当町は、平成25年2月に遊佐町空き家等の適正管理
に関する条例を制定し、適正に管理されていない空き家に対して指導や適正な管理を呼びかける対策に取
り組まれてきたものと思います。その条例が今回一部改正になるとのことでした。また、それに加えて平
成30年3月に遊佐町空き家等対策計画を策定し、より強化、拡充された対策となった経緯があります。町
もしっかり計画を立て、空き家に対する向き合い方も十分であったかと思います。しかし、予想以上の人
口減少と流出、高齢者の独り暮らしからの空き家への増加となっているため、対応が間に合わなくなっ
ている昨今だと思います。先ほども触れましたが、今回の改正は令和6年12月に遊佐町振興審議会での遊佐
町空き家等の適正管理に関する条例の見直しという提案にも沿った形となったと思います。今定例会で議

第24号で議案として上がっておりますし、先日の全員協議会でも一部改正の説明がありました。その説明には、審議会から協議会への格上げをするということによって、管理不全空き家に対しての指導、勧告、固定資産税の特例対象の除外など、法的な手続がより強化されるとの内容であったかと認識しております。この条例の見直しは、町の空き家に対しての危機感から速やかな対応をしてくださったと理解し、感謝したいと思います。ありがとうございます。

ここで、1つ総務課長のほうにお聞きしたいと思います。協議会の委員の中に今度新しく町の議会議員も加わるというふうに説明がございました。あと、この委員の中に、ほか区長会長、土地家屋調査士、宅建業協会、建築組合、社会福祉協議会、I J Uターン推進協議会と、法律に基づく協議会の委員と記されています。これらの方々はある意味専門的な方々だと思います。ここで、専門的にそんなに詳しくない議会議員が入るということで、法律的に何か違うことになるのか、何か変わるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） お答え申し上げます。

今、協議会に議員の方1名加わるということで、それによって何が変わるのかというようなご質問でございましたけれども、まず協議会の構成員については法律、空家等対策の推進に関する特別措置法というのがございまして、その第8条第2項に基づいて、市町村長、地域住民、あと市町村の議会の議員、あと法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者をもって構成すると定められております。協議会の協議事項についてなのですが、空き家対策計画の作成及び変更に関する協議のほか、町長が特定空家、あと管理不全空き家に対する措置を講ずるに当たって参考となる特定空家、管理不全空き家に該当するかの判断、あともう一つ、特定空家管理、不全空き家に対する指導、勧告の措置の方針などの協議も予定されております。特に指導または勧告の措置は所有者に対して不利益処分を行うこととなりますので、法律に基づく協議会で協議の上、より慎重な措置を行うことになります。町民の代表であります議員の皆さんからも1名ご参加いただくことによって慎重な審議をしていただけのもと考えておりますので、まずもし構成員になられた場合はよろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。町民の代表としてと言われれば確かに議会議員は妥当なところかなと思います。より慎重な審議をするという意味で議員を加えるという趣旨には理解いたしました。ありがとうございます。繰り返しになりますが、今遊佐町では574件の空き家がございます。令和4年のデータですけれども、西遊佐地区は522世帯中、空き家は51件。ほぼ10件に1件という数です。また、2015年から2020年のデータではありますけれども、西遊佐地区の人口減少率は4.11%で、町内で一番低かったそうです。これは意外と意外でした。恐らく青葉台の影響が大きかったのかなというふうに推測しております。また、地元、白木集落においては今7件の空き家があります。ここ2年くらいで倍に増えました。幸いにもほとんどが所有者とは連絡が取れ、定期的に管理もされているので、今現在大きな問題にはなっていませんけれども、このままずっと現状維持というのも今後も近隣住民の不安材料となっていくものと思います。

では、また総務課長のほうにちょっとお伺いします。先ほど答弁の中に、空き家に対する苦情もあって、

その際は所有者への文書を発送しているという説明がございました。しかし、すぐに対応してくださる所有者ばかりではないと思います。所有者の対応が迅速でない場合、町で何らかの対応をしているのかお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 空き家に対する苦情についてとその処理の仕方についてご説明申し上げます。

空き家に対する苦情については、所有者または管理者を特定して、適正な管理のお願いの文書を発送している状況です、今現在。所有者等の自発的な改善をお願いしているその文書によって、所有者等の自発的な改善をお願いしている状況であります。しかし、緊急を要する場合は、応急処置として最低限の処置をこちらのほうで行って、その費用を所有者の方から実費徴収する対応をしております。ちなみに、令和6年度は1件、こちらのほうで応急処置して実費徴収というのがございました。あと、参考までに、適正管理の発送文書は今年度13件発送しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。一応町で応急処置をしてくださるという意味では大変安心しております。その分をきちんと所有者に請求するということでもありましたので、その部分もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次に、空き家解体についてお聞きしたいと思います。空き家の解体申請件数は、令和5年は10件、令和6年は17件とお聞きしております。水害関連1件もあったということで、これも入れると18件というふうにもお聞きしておりますが、17件とお聞きしております。今年度は、昨年度よりもすごく大幅に増えたなというふうに思っております。これは、所有者の意識も大分変わってきたかな、高まってきたものかなというふうに感じております。また、空き家解体補助金、町のほうの予算も年々増額されており、対応できるように準備されていると理解しております。所有者のほとんどの方が空き家の今後を真剣には考えているというものの、相続とか金銭的な要因で前に進めずにいるという方も多いと思います。金銭的なことはどこにどんな相談をしているのか分からず、動けない人もいました。特に高齢者の方でした。やはり解体費用の目安があると判断材料にもなるのかなというふうに考えます。これはあくまでもですけども、参考になる解体費用の提示とか事業者一覧の紹介とか、相談者への説明の段階でされているとは思いますが、どのようにやられているのか、総務課長のほうにお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 空き家の解体費用についてのご質問でございましたけれども、空き家の解体費用について、面積だけの算定というのはやっぱり難しいところがございまして、接する道路の状況、建築用材の種類、あと破損の程度等で全く異なってくる状況でございます。解体費用の提示については、こちらのほうでは特に行っておりません。ただ、解体費用について高騰なのか、それとも適正な価格なのかと相談に来られる方もいらっしゃることは事実です。そのときは、解体見積りを複数業者から徴取してはどうかということで、こちらのほうからアドバイスさせていただいております。あと、解体業者についての相談があった場合は、こちらのほうで遊佐町公共工事競争参加資格者名簿というのがございまして、こちらも参考にしてもらっているという状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2 番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。確かに解体費用というのは状況とか場所とか内容によってかなり違うと思いますので、一概にこのぐらいだよというふうに説明できないのは理解しております。事業者のほうの紹介というか、一覧はやられているということでしたので、そちらのほうもまた理解しました。ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

2 月の新聞報道で、2 月18日に飯豊町は空き家解体工事の見積りサービスを展開する企業、クラッソーネと空き家の解体促進に係る連携協定を結んだとありました。解体費用や売却価格が調べられる同社のウェブサイトを紹介し、空き家の処分促進を図るものと記されていました。これは、金銭的な不明確さの不安を解消してくれる画期的なサービスだなというふうに思いました。処分費用の目安がある程度見えれば家族間、親族間での話合いも進むと思います。

ここで町長にお伺いします。私は、この飯豊町は画期的な事業を始めるという英断を行ったなというふうに思いました。同じ自治体のトップとして、この事業をどう思われたか、また遊佐町もここまでのサービスとまでは言わなくとも、今より一步進んだ情報の提供とか何か考えられておられるのかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 伊原議員のご質問にお答えさせていただきます。

今ご紹介いただきました飯豊町の例は本当にすばらしい例だと拝見いたしております。やはり何か一つ決めるときには何か一つ、もしかしたらストップしてやらなければいけないなというも考えております。今のご提案のものも、もちろんすぐにもやりたいなという気持ちはございますが、今のところそれをすぐやるという決断ではなく、ただ先ほど総務課長からお示しさせていただきましたとおり、まずはご相談いただいた方にはどんなケースでも丁寧にこちらの職員のほうがお答えさせていただくという姿勢は貫いていきたいと思っております。飯豊町の例、本当にすばらしい例で、当町でも前向きに考えたいと思っておりますが、今この町でやらねばならぬこと、ご存じのとおり課題山積しておりますので、本当にこういう提案型のご意見はうれしく思いますし、そういう提案をいっぱいいただいた中で、どれに優先順位をつけていくか、どれをスタートするかは私たち執行部のほうでしっかりと考えていきたいと思っております。まずは町民の皆様に空き家の問題についてお示しできたのかなと思いますし、都会と違って遊佐町はその地区にどのような方がどのように、どのような背景で住んでいて空き家になったかというその背景が分かる町です。というのは、その区長さんまたは民生委員の方々、または近所の方がその方の空き家のどのようにアプローチしていけばいいかとかもお知恵を持っていらっしゃるので、そのところは遊佐町の本当にありがたいと思う点なので、そこに私たち行政も一緒に空き家を、危険空き家とか、そういうところを解決していければなと思っております。一つ一つできないことをできない、できないと言うのではなく、何とかやっていきたいとは思っております。ご質問ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） 2 番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 町長、丁寧な答弁ありがとうございます。よそがやっているからうちもすぐできる、できないかというふうに、できないのは十分承知しておりますが、新しい考え方とか、今やって

いることをもっと丁寧に進めていくとかというお答えもいただいたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

次に、2024年4月に総務省が行った住宅・土地統計調査によりますと、日本中の家の7件に1件は空き家だそうです。これからも親から相続した実家を持て余す人が増え、空き家も増えていく、増加していくと予想されるというふうにありました。空き家は残すのか残さないのか決定するところから始まるそうです。残す場合は、1つ、空き家として管理する、2つ目、空き家を有効活用する、3つ目、空き家を賃貸または売却するの3つだそうです。もう一つ、残さず解体する場合は、1つ、更地として利活用する、2つ目として更地にして売却か土地を貸すの2つ。空き家問題を解決する方法はこの5つしか道筋がないというふうに記されていました。空き家を相談されたときは、これをもっと詳しく説明して、それぞれのメリット、デメリットも話しして、自分たちにとってどれが最善かを一緒に考えていくことが必要だと思います。空き家や中古物件だけでなく新築も考えているけれども、町内で手頃な土地がなかなか探せないというふうな声もありました。空き家の解体が進んで更地となれば土地売却という選択肢も広がる。便利のいい地域であれば空き家解消にもつながると思います。現場でのやり取りにもっと深く関わって、どうすれば前に進めるか、専門家を交えてのいま一つ踏み込んだ相談になるよう、ぜひお願ひしたいと思っています。

私ごとになりますが、おとしぐらいのことでしたけれども、私の親戚にも空き家を抱えて悩んでおりました。十数年も保留でそのまま残っておりました。これは一番の原因は相続の問題でしたけれども、ずっと解決できずにおりました。事が動いた理由として、昨年、令和6年4月より所有者不明土地問題の解決に向けた法律が義務化されたことでした。この法律のことを詳しく説明して、親族で話し合っ、これをきっかけに相続手続に一つ前進して、問題も一つクリアできました。空き家をどうするのかという話合いのほうはまだ続いております。結論のほうはまだ出ていませんけれども、少しずつみんなが解決に向けてやっとな動き出したというふうな意見でした。その際、やはり専門的な知識のある人が中に入って説明してくださると話も進みやすかったという経験もございます。相続がうまく進んでいない場合や、所有者の心情としてまだ手放す気持ちになれないという方々には、無理に進めずとも、時間をかけて相談に乗っていただければ安心してもらえるのかなというふうに思います。これらのように、町職員や専門知識を持った方を同席希望して話合いを持ちたいと相談があった場合、これは総務課への相談窓口となると思うのですが、その同席の話合い、それが可能なのかということをお聞ひしたいと思っています。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

相続に関するご相談ということで、町の職員とか、あと専門的な知識を持った方ということなのですけれども、相続登記についてはあくまでも権利者間の問題でありますので、町のほうで関与すると、町の職員が関与するということはありませんし、できない状況であると考えております。法律的に解決することになれば弁護士の相談になるかと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。確かに町の職員は同席できないなというふうに理解しました。ありがとうございます。であるならば、やはりそういう専門的な方のご紹介とか、こういう方が

いらっしゃるよという案内だけはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次に、利活用のほうに移りたいと思います。空き家の利活用をできるかできないかも含めて、町の空き家の調査も順を踏んで丁寧に行われていると理解しております。1次調査では、集落の自治会長や民生委員からの協力をいただいて担当者が空き家情報を収集する、2次調査で外観目視を原則として敷地内には入らず外部から確認できる範囲での現地調査をする、3次調査として空き家と判断した建物の所有者へ意向調査を行い、所有者等立会いの下、町職員が建物の内部調査をするという適正な段階を踏んでの調査を行っているということも理解しました。その上で、空き家バンクへの登録の促しや今後の管理の仕方の相談も重要だと考えます。まだまだ空き家バンクへの認知、理解度も深まっていないように感じます。登録したら管理も任せられて利用希望者も探してもらえるとというふうな違う解釈をされていらっしゃる方もいました。また、空き家バンクに入っているからこそ補助金利用可能なのだよというメリットも知らない方もいました。空き家バンクの周知と登録数の増加のためにどんな具体策をお持ちなのか、これは企画課長になると思いますが、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまの空き家バンク制度、企画課のほうを担当しておりますけれども、空き家バンク制度の活用といいましょうか、周知も含めてというふうになりますけれども、こちらの取組についてどのようなやり方をしているのかというお尋ねだと思います。ただいま議員のほうからもお話ありましたとおりではありますけれども、空き家バンク制度について若干お話をしますと、町内にある空き家の有効活用を目的としまして、空き家を貸したい、売りたいと希望する所有者の皆様が物件を登録し、I J Uのポータルサイトで空き家を借りたい、買いたいという移住希望者等に紹介をする制度という位置づけをさせていただいております。現状でいきますと今お話ありましたとおりというところもあるのですが、空き家バンクの登録件数を増やすために一生懸命動いていただいているのが集落支援員の方々でございます。現在2名の集落支援員おりますけれども、各集落の区長さんを回っていろいろ情報をいただいて、空き家バンク登録につながるようなものがないのかとかそういったことですか、あとは各まちづくりセンターの事業にお邪魔をして、皆様と話をする中で情報をいただきながら空き家バンク制度の周知等も図っているという実態がございます。町長答弁の中でもありましたけれども、空き家バンク制度の周知の部分でいきますと、現在、広くという形になるとやはり固定資産税納付通知書、こちらをお送りする際に空き家バンク制度ですとか空き家になった際の相談先をお知らせするようなチラシを毎年同封させていただいております。それを御覧になった方がお問合せ等いただく場面も影響が出てきているのかなというふうに思っております。現状でいきますと、やっぱりどうしても空き家バンクの登録物件数が現在少ないものですから、なかなか相談あっても、買いたいとか借りたいというご相談がありましてもなかなか提示できるものがなくて、こちら手もこまねいている状態でもあるのですが、やはりいずれにしても空き家バンクの登録が増えないことにはそういった対応もできないということでありますので、まずは空き家バンク登録物件の数を増やすということに力を入れていきたいなと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございました。空き家バンクの登録を増やす、本当に難しいことではあると思います。

1つ提案としては、先ほど答弁でもご説明いただきましたAランク145件、Bランク125件があるというふうに説明いただきました。この空き家にちょっと注目して、チラシや広報活動なんかちょっと積極的にやっていたらまた少し動きもあるのかなというふうにも考えます。これは個人情報云々いろいろあると思うので、すぐにいろいろ動けるかどうかというのは分かりませんが、それも一考なのかなというふうに思いましたので、ちょっと提案として上げさせていただきたいと思います。

また、空き家バンクに登録されていない物件で、希望者ご自身で町内回られて、ここの空き家を希望するなど問合せももしかしたら町のほうにあるかもしれません。このような案件の場合も、一旦空き家バンクに登録してもらってからの手続なのか、もしくはあと業者を介して一般的な普通の取引とかになるのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらの制度、空き家バンク制度でございますけれども、すみません、企画課で行っている空き家関係の需要につきましては、大前提としてバンクに登録していただいたものを紹介するなりというところがございまして、登録になっていない物件についてどうのというお話、実態も確認はしましたけれども、担当のほうにそういったご相談もないということですので、民間の事業所様のほうに問合せなりご相談されているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。ちょっと先回りした意見を申しました。ただ、やはり空き家バンクに入っているといろんな助成も優遇されるというパターンも多いと思いますので、万が一またこういう相談等ありましたら、空き家バンクに入っているといろんな助成も使えるよという一言添えるとまた動きも変わるのかなというふうに思いますので、そちらのほうもぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、今現場のほうは賃貸物件が不足しているというふうにお伺いしました。若い人たちも遊佐には住みたい、でも新築は今厳しい、空き家で求めているものと合えばぜひ利用して住みたいとの声も届いています。何とかかなえてやりたいものだと思っております。たとえ年に1組でも2組でも成立が増加すれば、10年後、未来が少し見えてくると思います。現場で活動されている方々に集落支援員がいます。先ほども少しご説明いただきました。町内、現在2名で回っておられるとお伺いしました。週3回の活動というふうに伺っております。今空き家が町内574件。これからますます増えていく空き家の調査とか相談等、また各集落を回っての情報収集、これら大分増えていくと思います。この活動日数で足りるのかというのはちょっと疑問なところではあります。増えるであろう活動量に対して、今後、集落支援員の関わり方とか仕事内容、稼働日数を増やすなどという考えなんかはお持ちかどうかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

集落支援員の勤務日数ですとか、そういった部分を増やすというのは、ご提案等いただきましたけれども、現状の集落支援員の勤務時間等については取扱規程というものがございまして、そちらのほうには一応いいまいしょうか、支援員の勤務日というのがあります。月曜から金曜までの週3日勤務を原則としというところがございますけれども、この規定が制定されましたのが平成24年でありますので、それから十数年たっております。この規定の中で現状では動いてはいただいておりますけれども、今おっしゃられましたように相談件数ですとか対応する件数かなり増えているということもありますので、今後の話し合い等にもなりますけれども、例えば今2人であるものを増やすとか、3日勤務となっているものをフルタイムで出いただくとか、そういったようなことも考えられるかなとは思いますが、今後、そういったところで意見交換をしながら制度を見直していければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。これから本当に増えるであろう作業量だと思います。ぜひ集落支援員さんといろいろ話をしてもらって、どういう活動の仕方がベストなのかというふうに十分検討していただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

空き家になってからの手続きに悩んで、そのまま保留にしているという所有者が多くいらっしゃいます。というより、大多数かもしれません。亡くなってから日が浅い、だから手をつけるのにまだ気持ちの整理がつかないという方もいらっしゃいますし、定期的に管理に来るのだから、もう少しこのままにしたいとおっしゃる方もいます。片づける方向で考えてはいるけれども、仏壇じまいが分からない、永代供養を受け入れてくれる寺がない、それをする費用がないなどと、本当に様々な理由でございます。気持ちは家じまいに向かっているけれども、ノウハウが分からない人のために分かりやすく詳しいチラシ、また事業者や永代供養のお寺の案内なんかも導いていただけるとより成果が出るように思います。ここまでの案内は、お寺となるといろいろな諸事情もございますし、難しいこともとても理解しておりますけれども、所有者の悩みの一つでもあり、この悩みの大きい部分でもあります。問合せがあった際は可能な限り丁寧な情報提供をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、574件全てどうするかというよりも、まずは危険空き家の解体の促進と空き家の利活用が進むための具体策を今までより少し踏み込んで考えて、行動して、示してもらうことを希望します。令和6年12月に出された遊佐町総合発展計画第9期実施計画、また昨日の令和7年度施政方針の中にも記されておりました空き家の活用と空き家バンク制度の利用促進、支援推進という文章がございました。これらをお決まり文句でなく、成果をしっかりと示せるものに来年度はしていただきたいと切に願います。

以上で私の質問といたします。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 2番、伊原議員、とても建設的なご議論ありがとうございました。企画課長のご答弁に補足させていただきます。

集落支援につきましては、財源を国から、総務省のほうから頂戴いたしております。何とか町の厳しい財源をクリアするには、もう伊原ひとみ議員のような見方で、そして集落支援員の増員を考えると、そ

いうこともこれからは必要なとお話を伺って共感しておりました。また、先ほどご指摘いただいた飯豊町の例は、調べさせていただいたら、やはりホームページですぐその町のよさや誘導の仕方がとても明確になっております。このような具体例は遊佐町でも参考にしたいと思いました。このように様々なご意見をいただくことで、遊佐町もできることから取りかかっていきたいとは思っております。ただ、先ほどお考えのとおり、お寺の件とか、様々な個人情報とか、実は役場にはできない理由があって、やれることを考えながらやっているのですが、そこには深掘りしていくと様々な個人情報や難しい点があって、やっていないのではなく、なかなかできない理由があるのだなということを、そのようにお考えいただいてもありがたく思っております。これからもよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の一般質問は終わります。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 7番、那須正幸でございます。1日目最後の一般質問をさせていただきます。私からは、防災についての2つの質問をさせていただきます。

1つ目は、個別避難計画についてであります。大きな災害があるたびに災害弱者という言葉が使われることがあります。高齢者や障がい者の方々が災害に巻き込まれ、避難が遅れ、生命の危険性に関わる被害の集中を受けるからであります。近年、当町でも能登半島の災害や7月25日に起きた大雨災害など、一たび避難が遅れると命の危険にさらされるような災害が勃発し始めています。つい最近まで、他県で起こる災害を見るたびに、遊佐町は災害がなくていいところだねと言っていたことが信じられないくらいであります。しかし、災害を目の当たりに感じ体験してみると、経験のなさからどうしていいのか動揺し、パニックを起こしてしまうくらい行動ができないのであります。近年勃発する豪雨災害における高齢者等への被害を見てみますと、平成30年7月豪雨では愛媛県、岡山県、広島県の亡くなられた方のうち60歳以上の割合が約70%、令和元年台風19号では全体の亡くなられた方のうち65歳以上が約65%、令和2年7月豪雨では、全体の約79%に当たる65歳以上の方々が犠牲になられていることが分かります。その中で、2011年、誰もが忘れることができない3.11東日本大震災が発生し、多くの犠牲者が発生しました。それを受けて、2013年、災害対策基本法の改正が行われ、法第49の10、避難行動要支援者名簿規定が創設され、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定、その後、令和元年の台風19号が発生したことによる災害を受けて、2021年、令和3年3月5日に災害対策基本法の一部改正をする法律案について、個別避難計画の作成を市町村に努力義務化が閣議決定されました。個別避難計画とは、災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者の避難行動要支援者一人一人の状況に合わせて、支援者、避難先、必要な配慮などを記載した個別の避難行動計画であり、災害が発生したときに支援者一人一人に対しての避難を支援することができるよう、要支援者の現状や避難を支援する方などを記載したものであります。当町では、令和5年11月10日付で要支援者613名を対象のアンケート調査を行っております。振り返ると、昨年、能登半島地震による津波に対しての避難、また7月25日の大雨による内水氾濫での避難など、今までには想定のできないくらいの災害が1年のうちに何度も押し寄せてきております。水害対策がまだ進んでいない現在においては、またいつ来るかも分からない災害に対して不安だけが残る状況であります。高齢者を含め支援の必要な方々、また支援する方々の協力なくしてはこの個別避難計画は成り立ちません。町では、これからの町づくりを行うに当たり、この個別避難計画を誰のための計画として活用していくのか、これまでの取組と今後

の計画を伺います。

2つ目は、町で新規事業として取り入れた防災備蓄品購入支援事業について伺います。令和6年1月1日の能登半島地震、また同じく昨年の7月25日の大雨災害での町での避難状況を受けて、災害時の自助を強化するため、町では個人の防災備蓄品の購入に対して補助金の交付を始めました。2万円以上の購入で2分の1の補助金が交付され、金額により補助金の上限金額が3万円となっていますが、何を用意すればいいのか、また書き方が分からない、高齢者には手続が面倒など、いろいろな意見が聞こえてきます。この事業は、今回の災害があったからこそ多くの方々に利用していただきたい事業と捉えますが、現在の購入方法と申請状況、また今後の推進のための対策などあれば伺い、防災に関して2つを壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、7番、那須議員の質問への答弁をさせていただきます。

とても大事な質問をいただきました。個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている要支援者を対象に、災害対策基本法及び遊佐町災害対策基本条例に基づき、作成することが町の努力義務となっております。遊佐町では、個別避難計画の作成に当たりまして、令和4年度から避難の時間的余裕の少ない沿岸部の津波浸水想定区域の町民の皆様の集落を対象に出前講座を行わせていただき、また福祉関係の研修会では計画の説明を行わせていただきました。こちらは、手挙げ方式ではなかなか計画策定には至りませんでした。反省点でございます。そこで、令和5年度は全対象者に個別避難計画書と防災チェックシートを送付させていただき、必要事項を記入していただいて返信していただくというプッシュ式に変更させていただきました。その結果、対象者613名に対しまして342名の方から返信をいただきまして、そのうち185名の方々は計画を作成することができました。また、逆に157名の方々は、身体障がいなどの理由から要支援者名簿には記載されているものの、個別避難計画の作成必要なしとの回答をいただきました。作成の必要なしという方は51名、家族で支援しますという方が46名、入院中ということが36名、施設入所中という方が19名、そのほかの方が5名となっております。このアンケート調査を実施しまして、健康福祉課、そして社会福祉協議会と情報を共有した結果、様々な課題も見えてきました。要支援者名簿の掲載につきましては、町では65歳以上の単身世帯、お一人暮らしの方の要介護1か2、要介護3か4か5、身体障がい1級または2級、精神障がい、知的障がいなど、法的に支援を受けている方々を対象に名簿を作成しておりますが、支援の必要がない方が多かったこと、また逆に高齢者で名簿に掲載されていない方でも避難時に支援が必要な方が多くいらっしゃるということが明らかになりました。そこで、令和6年度は、これまでの法的に支援を受けていらっしゃる方と社会福祉協議会で実施している高齢者実態調査で支援が必要と回答のあった方の名簿を照合し、突き合わせをし、災害時の避難に本当に支援が必要なのはどなたなのかという名簿を作成させていただきました。なお、高齢者実態調査の回答様式もそのまま個別避難計画として使用できますので、令和6年6月1日現在で要支援者名簿掲載者619名の中、345名の個別避難計画の作成が完了しております。また、令和6年度から要支援者名簿を警察、消防、社会福祉協議会のほか民生委員の方々へも提供させていただき、情報の共有を図るとともに、作成された個別避難計画は担当のケアマネジャーの方に提供させていただき、情報の横連携、縦連携の共有を図っております。個別避難計画の作成を進めているところでは、能登半島地震や大雨

災害が発生したわけですが、災害での実際の避難行動を教訓に、また福祉部局での各種研修会などで出された意見も参考にしまして、以下の点について改善の検討をたいてしております。その改善計画は、改善点につきましては、1つ目は地区全体が被災してしまうと近隣の支援者も皆被災することになり、要支援者の把握と救助に時間がかかるため、より避難行動に実効性のある計画作成が求められるということ。

2つ目は、個別避難計画の更新について、個別避難計画は一度作成すると計画作成とはなりますが、要支援者の支援の状態、また支援をする支援者の状況など刻々に、例えば1か月、1年などたつと変更が生じたときに速やかに計画の修正ができるように検討していかななくてはというところも考えております。能登半島地震、大雨災害、これらの教訓を胸に控え個別避難計画は作成しておりますが、避難に当たっては地域とのつながり、町民の皆さんが日々生活しているその地区でのつながり、ご近所さんの助け合い、親戚との付き合い、友人との付き合い、地域との助け合いが非常に重要だったと実感しております。

2問目の質問に対しての答弁に移らせていただきます。次にお尋ねの防災備蓄品購入支援事業についてでございますが、能登半島地震や遊佐町の大雨災害での避難者の状況や、さらに令和5年度に実施しました要支援者に対するアンケート調査の結果により、災害時の自助、自分を助ける自助が全く進んでいないことが明らかになりました。アンケート結果では、回答者の方の10%程度しか備蓄品の準備が進んでいないという状況が明らかになったことから、災害時の自助を強化する目的で、令和6年10月から町は申請の受付を開始させていただいております。令和7年2月21日現在の申請件数は50件であり、申請内容の内訳は、資機材の購入が36件、防災食、トイレなどの購入が14件となっております。申請に関しましては、なるべく簡素な手続で、添付書類も簡略化を目指してはおりますが、世帯構成員に要支援者がいらっしゃる世帯からの申請は5件にとどまっております。広報をはじめ、出前講座や各種研修会でも、この事業のPRを町としては積極的に行わせていただいておりますが、吹浦地区では防災士の皆様が事業のPR申請手続の手助けを行っていただいて、大変ありがたく思っております。先日できました防災士の協議会の中でも、こちらのPRのほうもさせていただきました。引き続き皆様方からご協力いただき、自助の強化につなげて、安心、安全な町づくりをこれからも推進していきたいと思っております。

以上、壇上からの答弁でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員の再質問を保留して、3時15分まで休憩いたします。

（午後2時59分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 町長、答弁ありがとうございます。細かいところから、そして改善点まで検討しているところまでお話をしていただいたのでありましたので、とてもありがたいなと思っております。私としては、やはりこういったいい取組はぜひ皆さんを巻き込んでやっていただきたいなという思いがあったので、今回、今年もまた多分大雨が降れば皆さん心配をし、やはり地震が来ればまた津波を心配する

という、そんな時期が来るのかなと思っております。そういった前にやはりアクションを起こしておくのも一つ大切なのかなと思ったところでありまして今回の一般質問に至ったわけであります。先ほど私も、町長からもありましたが、個別避難計画に係るアンケート調査というのを遊佐町で、令和5年11月10日付で発送したアンケート用紙があります。ぜひ皆様にも知っていただきたい内容でありましたので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。対象者はこの時点では613名で、締切りは12月15日となっております。回答者は342名。うち2名は氏名不明という形になっていますが、うち登録する方は185名、また登録しない方は157名というアンケートになっています。登録しない理由については、支援の必要がない方が51名、また家族で対応可能、これはとてもうれしいことだと思います。46名の方々がいらっしゃいました。あと、中には入院中の方が36名、施設入所中が19名、その他5名ということでありました。その中で、先ほどの、これから後に出てきますが、持ち出し品の準備については、全て準備されている方が34名、備蓄品の準備についても全て準備されている方が、ここは結構多い44名という形ですけれども、先ほどのパーセントにいきますと低くなってしまうという形なのですけれども、避難場所の確保について確認している方は、613名の中の255名はやはり自分の逃げていく場所は確認しているというところでありました。その中では、自宅にいる方、また知人宅54名、避難所98名、自宅が117名となっております。今後の対応という形で、町のほうからは区長さん、自主防災会会長さん及び民生委員の方々への情報提供、地域での避難支援をお願いすると。あとは、アンケートデータの提供及び活用については、遊佐分署への情報提供、社会福祉協議会の情報提供となっています。その中で、65歳以上で要介護1か2必要な方は142名中の55名で、要介護3、4、5は185名中の87名、いろいろと載っております。あとはいろいろな人数が載っておりますが、こういった形で町ではアンケートを取っていらっしゃいました。ちなみに、アンケート用紙も私手元にありまして見させていただきましたが、事細かくなっていますが、ほかの自治体から比べると高齢者の方々ちょっと分かりにくいかなというところがあるようです。もう少し簡単に、必要な方、必要でない方、誰から助けていただけますかという簡単なところでもいいのかなというふうな形で思ったところでもありました。

こういった形で町ではもう既に行動を起こしておりますが、その中で個別避難計画はできているということでありましたが、初めにお聞きしたいのは、7月25日の大雨災害のときにこの個別避難計画は機能したのかどうかというところを一番初めにお聞きしたいと思います。総務課長、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） ご質問でございましたけれども、7月25日の大雨災害のとき、個別避難計画は機能したのかというような質問内容だったというふうに理解しておりますけれども、大雨災害の該当地区ということで、主に遊佐地区、吹浦地区、杉沢地区の3つが上げられると思います。その中で、要支援者の人数なのですけれども、その3か所の要支援者の人数62名というふうに見ておりますし、そのうち33名の個別避難計画を作成している状況でございます。避難者の状況と浸水までの時間から、今回の災害についてなのですけれども、計画どおりに避難できた方は少なかったのではないかと推測しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。全体で要支援者の方々は62名で、半分くらいの方々が個

別避難計画のほうに登録されているというお話でありましたが、全体的に避難の形に関してはなかなか容易でなかったというふうなお話でありました。やはりどうしてもこの個別避難計画はまだ町民の皆さんにもあまり知れ渡っていないのではないかなというふうな実感があります。やはり個人情報もあるし、いろいろな形で問題点があるかと思いますが、一番最初に言いましたが、これ誰のための計画なのかということでもあります。3地区でやはり62名もいらっしゃるというお話でありましたが、実際のところ、例えば先ほどの民生委員の方々、また区長さんの方々、社会福祉協議会の方々を含め、要支援者に対しての支援者というのは足りているのかどうか、その辺のところを伺いたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それぞれの3地区において支援者の人数は足りているのかということでございましたけれども、個別避難計画の作成済みの人数それぞれ地区ごとに分けて申し上げますけれども、杉沢地区におかれましては18名のうち8名が計画作成済みということでございます。それで、遊佐地区におかれましては、13名のうち10名が計画作成済みということでございます。吹浦地区におかれましては、31名のうち15名が計画作成済みということで、それぞれ区長さんの人数、あと民生委員の人数を申し上げますと、杉沢地区においては区長2名ということで、これは杉沢南と杉沢北の区長2名と、あと民生委員それぞれ2名ということで4名ということでございます。あと、遊佐地区におかれましては、区長2名、これは六日町と七日町の区長、あと民生委員については1名ということでございます。あと、吹浦地区におかれましては、区長5名ということで、これは横町1、横町2、あと宿町1、宿町2、宿町3ということで5名と、あと民生委員さんが4名ということでございます。この人数が足りているとはこちらのほうではちょっと何とも言えない部分あるのですけれども、まず実際災害起きたときにはこの人数で対処するような形になると思うのですけれども、まず現状としてはこのような状況でございます。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。今の数を聞いても、足りないのはもう明白であって、なかなか容易でないのだなというふうな形が見えます。前回の、前にもお話ししたことがあったかと思いますが、1月1日の津波警報のときに、吹浦の、あそこは宿町の方、ご夫婦がちょっと足の悪い方々がいらっしゃいまして、そこに民生委員の方、区長さんか、区長さんがたまたまそこにいるのを知っていたものですから、避難してくださいと伺ったそうです。車椅子はあったのですけれども、その車椅子の空気が抜けていて、なかなか動かないと。そこで、近くの方々がリヤカーを持ってきてくれて、リヤカーの後ろにご夫婦を乗せて高台まで運んだというお話がありました。やはりそういったことを踏まえますと、先ほども町長の答弁にもありましたが、やっぱり地域の方々の協力、お隣近所同士といいましょうか、そういうのが多分これからは必要になってくるのではないかなというふうに私は思ったところであります。そのためには何をしたらいいのかというところを考えると、やはりもう支援者を増やすしかない。災害というのはもう時間との勝負で、吹浦地区の津波に関しては数分、10分以内くらいの時間しかない。また、今回の水害もそうですけれども、吹浦の駅前ですばを食べていた方がいらっしゃいまして、ちょうどお昼どきに、食べていたら食べ始めから食べ終わるまでにもう腰まで水がつかっていたと。水門を閉じればそのくらいの速さで1メートルは水がつくということであります。今振り返って見てみますと、吹浦地区もそうです。遊佐地区もそうですけれども、この雨が1日でまず終わったから水のはける時間も早かったかな

と思いますが、同じ量が2日間降り続けた場合、可能性はあるわけではありますが、吹浦は多分その倍の水になります。はけるところがなかったのです。やはり六日町地区も同じかなとは思いますが。それを考えると、やはりお昼、そばを食べている時間、1時間くらいでたまるということを考えればそんなに時間的余裕はないと思います。例えば平日に支援していただける方の福祉の専門職の方々、ケアマネジャーとかいろいろな方々も日中はいらっしゃると思うのですけれども、時間的な余裕がない。せっかくのその避難計画もなかなか思ったとおりに進まないというような事態が出てくるのではないかなと思っています。やっぱりその中で一番大事なのが、先ほども言いましたが、その支援者です。支援者を増やすことをまず考えなければならないのではないかなと思っています。本当に、私は西浜地区に住んでいますが、その西浜地区の中でももう高齢化が進んでいて、10月の避難訓練があるときには、何かあったら乗せていくさげのと言いますが、なかなか本人は遠慮されます。でも、やはりそんなことは言っていられないので、訓練のときは必ずサイレンが鳴った後に車で町内を一周してから避難場所に行くように、その時間が何分ぐらいかかるのか見ながら、時間的を計りながら、余裕があればこれは乗せていけるなどか、そういった形で避難訓練もさせていただいております。

話を戻しますが、先ほど町長の答弁の課題の中にありましたが、避難計画を一度作成すると更新が必要になってきます。これはやはり人間は年を取れば必ず今よりは老いていきますので、状況が変わってきます。その中で、その更新の仕方をどうするかというのがやはり全国的に見てもかなり能力が必要になってきます。そこをまずどうするか、町ではどういうふうに考えているのか、総務課長に伺います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 個別避難計画の更新ということについてのご質問でございましたけれども、要支援者の支援の状況、支援者の状況の変化、そういったもの、あと高齢化ということも踏まえて考えますと、やっぱり計画の更新については最低でも毎年する必要があるのかなと考えております。加えて、できれば変化があったとき、随時更新していく必要があると考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。年齢、高齢者の方々もいらっしゃいますので、やはり毎年1年前の更新はどうしても必要になっていくのかなと。その中には、1年前までは例えばベッドから起きてトイレに歩けた方がやはり歩けなくなってベッドの中で過ごされている方々も多分1年たてば出てくるのかもしれませんが。やはりそういったところも含めて情報の更新は早いほうがいいのかなと私も思っておりますので、ぜひそういった計画を行うことも必要ですけれども、まずは誰がするかですね。これを誰がするかなのです。やっぱりその確認もしなければならぬし。やはりそういったところもあるので、マンパワーは必ず必要になってきます。災害が起きたときよりもこういった更新とか手続というのはマンパワーが必要になってくるのかなと思っております。やはり、先ほども言いましたが、支援者を増やすことだと思います。ほかの自治体はいろいろなことをやってみて、その地域の中で支援する方、要支援の方、また若い方、いろいろ集まっていたいて、地域の中であれば顔見知りでありますので、私がそのうちに近いので私がそこを回りますとか、そういった形で決めている自治体もありました。ただ、その中にはデメリットもありまして、その支援を行うことによって責任を負うことがやはり今度出てくるので、

そのバランス、やはりその要支援者と支援する方々の中でしっかりと取決めをしていただくとか、そういったところも必要になってくるのかなというふうに思っております。

もう一つは、先ほども町長答弁にもありました区長さん、民生委員の方々が同じ地区内のために被害と一緒に受けてしまうという場合もあります。そのときはどうしたらいいのかというところであります。今回の水害を受けて私が思ったところは、やはりその災害を受けた地区はなかなか動きません。例えば上の高台のところとか、吹浦でいえば宿4、5、あとは近いところでは例えばこちらの7号線の手前のほうの方々とかは5分以内には多分行ける形になるので、そういった他集落との連携も必要になってくるのかなと今回の水害を見て思ったところでもあります。同じ集落だけの中で済まらずに、その被害を受けていない地区、集落の区長さんや民生委員の方々にもお話をして、やはりそういったところで、共助ということもあるので、お互いにそういった連携を取るのも必要になってくるかと思いますが、こういった提案といえは提案ですけれども、いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 区長の皆さんや、あと民生委員の皆さんなんか同時に被災することは当然、考えられるわけですし、やはり地域ぐるみといいますか、地区の中といいますか、そういった、あとほかの集落なんかも含めてその連携というものは本当に必要になってくるのかなとは考えております。ただ、先ほど議員がおっしゃったように、やっぱり責任というものも伴ってきますので、そういったことも含めてやっぱり難しい問題があると考えておりますので、そのためにもやっぱり訓練というものを積み重ねていく必要があるのかなと。そういった他集落からの応援も含めてそういったことも訓練の中に取り入れていくとか、そういったことも含めて検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） そのやっぱり訓練というのは、一度やるかやらないかでは当日は全然違ってくると思います。それは、今回の吹浦小学校における避難所開設においては、本当に教育課の方々は早かったです。そういった訓練によってはやはりそういったところも必要になってきますので、ぜひせっかくの個別避難計画あるので、町の防災訓練のときは例えば今回水害を受けた場所とか特定をして一度やってみるのもこれからのやはり実践には役立つのではないかなと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

この個別避難計画書というのが町にはありますが、あまり知られていない。そんな中で、1つ事例があって、ちょっとお話を聞いたところ、箕輪集落のところですよ。防災士の方もいらっしゃいますが、その中で毎年、毎年集落の皆さんでいろいろな避難経路とかそういったチラシなども作って防災訓練を行っています。その中で1つ私気になったのがあったのが、2023年の2月、独居世帯の高齢男性がサケふ化場の作業中に倒れ、救急搬送されたということでもあります。病状は重篤で、遠方に住む親族と数時間後連絡を取れたが、その方は亡くなられたそうでもあります。このことから、高齢で独り暮らしの住民について、親族がいれば緊急時自治会長から電話連絡が行ける、そういった制度を箕輪集落では独自につくっているそうでもあります。電話に出るか、緊急に折り返しの電話をしてもらうという、そういった仕組みであるそうです。やはり先ほど65歳以上の独り暮らしの方々も遊佐町も増えております。障がい者に限らず、中にはや

はり歩けないという方々もいらっしゃると思いますので、そういった方々の何かあったときの連絡先というのも確保しておくのも必要ではないかなと思ひまして、この事例をちょっとご紹介をさせていただいたところであります。

もう一つは、ちょっと確認したいことがありまして、ハザードマップがあります。これから更新になるかと思いますが、遊佐町のハザードマップには教育関係、それからまちづくりセンター関係、あとは福祉関係もあるのです。福祉施設がありますが。その福祉避難所も6か所、遊佐町のハザードマップには記載されています。これが多分この個別避難計画の方々、障がい者の方々等この施設を使うことになるのかなと思いますが、福祉施設は避難はあした災害になったときは可能なのでしょうか、お聞きします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

福祉避難所については6か所、町内にございます。まず6か所申し上げますけれども、松涛荘、吹浦荘、月光園、ゆうすい、あと特老のにしだて、あと、子どもセンターということで、この6か所が福祉避難所ということで指定されてはいるのですけれども、7月25日の大雨災害のときには開設をすることができませんでした。各福祉避難所と協定は締結しているのですけれども、ベッド等物資の配備、あと人員の確保から開設しておりません、そのときは。今後も開設に当たって各福祉施設と手順等相談させていただいて、スムーズな開設ができるように訓練等を実施していきたいと考えておりますけれども、まだその訓練等も行っていない状況ですので、もしあしたとか災害起きた場合は7月25日と同じような状況になってしまうということも考えられるのですけれども、まず速やかに訓練の実施をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） すみません、あしたというのはちょっと大げさだったかもしれません。訂正します。そういったときもまずあるので、せっかくハザードマップにも載っている施設もあるので、やはり一緒に避難訓練をしたり、そういったところも必要かなというところで、今後のぜひ計画の中にも入れていただければありがたいと思っております。

ちょっと調べたところ、この例えば計画書の記入書が町のやつと社会福祉協議会と2種類あるのかなというふうなところをちょっと気づいたのですけれども、いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 議員のおっしゃるとおり、町のものと社会福祉協議会のものありますので、今、そのすり合わせをしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） その辺のところは1枚だかに済めば一番いいのかなと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

あとは、防災といっても総務課だけではなくて、健康福祉課のほうにも多分関わってきます。民生委員の方々もそうですけれども、区長さんもそうですけれども、やはり負担、責任等々もありますので、そういったところの配慮もぜひお願いしたいなと思っております。この件に関しまして、個別避難計画に関しましては、ある程度今日の一般質問の中では確認という形で、質問という形になるかもしれませんが、先

日の施政方針の中に、町長の答弁の中にもこの個別避難計画というのがありましたので、町長、何かもしあれば一言お願いできればと思います。これからのことですので、よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 那須議員におかれましては、やはり今回の令和6年の7月25日の大災害を受け、遊佐町はどうやって災害があったときに人命を守り、要支援者の方たちを守り、防災に、力強い町にしていくのかというご質問だったと伺います。先ほどのご質問の内容もそうですが、これからはもちろん私たち行政も人手が足りなくなったりいろんなことが起きたときには皆さんの力を借りながら、まずは訓練をきちんとしていく、そして今回の新しいスキームですが、防災備蓄品の購入などもぜひ皆様からも進めていただきたい。また、それだけではなく、一番困っていらっしゃる方、家族がいなくなるとか障がいがある家から出れないとか、そういった方々へもどんどん私たちのほうではどうやってレスキューしていけるのかも消防団の方々と連携してやってまいりたいと思っております。ただ、これはどうしても全部完璧にはいきませんので、このたび5番議員のお力添えもあって、防災ガイドの全戸配布も完了しております。防災ガイド、あちらのほうも新しく皆さんのお宅のほうに配られてありますので、ぜひ御覧になっていただいて、まずは一つ一つできることからやっていきたいと思っています。

あと、那須議員がおっしゃるように、自分の近所の方たちを、さっきお話ありました。この人たちを助けるには何分かつたよという、あのような活動が私は一番これから遊佐町には必要と思っていますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 答弁ありがとうございました。ぜひこの件に関しましてはみんなで力を合わせて進んでいくことは望ましいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、もう一つの防災備蓄品購入支援事業の募集についての質問に移らせていただきます。やはり先ほども町長答弁の中にありました吹浦地区は、防災士の方々が百歳体操の中とかコーヒーサロンの中に来ていただいて、こういう支援があるのだよという話をよくしてくれます。書類も持ってきてくれるのです。やっぱりその書式を出したり、役場に取りに来るとするのはなかなか難しいので。欲しいものを書いてきてくださいと、それを自分たちが代わりに注文してあげますよというふうな形でやっていることをよく目にします。リュックサックの中に何を入れればいいのかというのもやはり分からない方々もいます。セットであれば、それをまず1つ用意するというふうな購入の仕方もあるのかなと思いました。この書式に関しては、フローを見てみますと、例えばインターネットやホームセンター、あとはカタログなどから印刷をして、それを一度役場に提出をすると交付決定書が届くという形になって、それから備品を購入するという形になります。やはり誰かの手助けがなければなかなか購入までには至らない。あくまでもこれ世帯主さんが、予約の中には世帯主というふうな形で入っていましたので、やはり世帯主さんが注文しなければならぬというところもありますので、この辺のところ今後どのように、もし改善していただく点があるのであれば、どういったところを注視して進めていきたいというところがあればぜひ課長のほうからお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 申請方法の改善点ということなのかもしれませんが、まず申請方法については、それぞれ先ほどございましたけれども、インターネット等、あとそれぞれ購入のカタログなんかもつけていただいたりして、まず申請していただいて、それに対して交付決定が出ます。その後、購入していただいて、その実績報告ということで報告書と、あと領収書を添付してもらって、それをまた改めて町のほうに持ってきていただいて報告してもらって、その後、指定された口座のほうに振り込まさせていただくと。補助額上限、2万円以上購入の場合は上限3万円ということ、補助金の額、基本的には2分の1の補助なのですけれども、上限3万円ということでやっているものがございます。まず、あまりこれほど申請が進まない理由というのはこっちのほうでちょっと考えてはいるのですけれども、補助があっても少なからず自己負担もあるものですから、金銭的にやっぱり大変な部分もあるのだろーと思いたくても、そこまでしてわざわざそろえなくてもいいと考える方が実は多いのではないかなと考えております。まず、この申請方法についてはどういうふうに変えるかというののもちょっと今後検討していかなければいけないのかなと考えているのですけれども、まずは今のこのままで、来年度も取りあえず、来年度予算でも今回いろいろ皆さんからご協議いただきますけれども、3万円の掛ける50人分の150万円ですか、予算を計上、来年度予算に見せていただいております。そのようなことで、まずその申請方法等を含めちょっと改善すべきところがあれば今後改善していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） やはり一番お話があるのは、このカタログのコピーやインターネットのページのプリントアウト、ここがやっぱり、皆さん高齢者の方々もスマホを持っているのです。ただ、スマホを持っていますが、プリントアウトができない。写メで保存とかはできるのかもしれませんが、それを持てきてどうのこうのというのであれば一番早いかなと見ていて思いました。やはりネットを開いてプリントアウトするというとその機械も欲しくなりますので、そこが一番大変なのかなというふうな形で見ていましたので、ぜひ改善するところがあれば改善していただいて、本当に防災士の方々は一生懸命に、吹浦地区はどうしても災害があったところであるので、やはり炊き出しもその地区を限定に避難訓練をしたりとかいろいろな形でやっています。ただ、町内に関してはやはり、防災組織はあるのかと思いますが、まとめるというのがなかなか大変かなと思いますので、そこはぜひ行政のほうから入っていただいて、遊佐地区もやはり対応できるような形でこういった備品をそろえていただければと思います。避難所開設で私も夜までいたのですけれども、一番大変だったのは米がなかったのです。うちのほうの会長さんがやはり米も持ってきてくれて、炊飯器も持ってきてくれて、そこで炊いておにぎりを作ったという。やはり自分の食べるものだけは自分で持ってくるような形での備品の準備をぜひお願いを町民の皆さんにもしていただきたいなと思っておりますので、そこも含めてやはりその避難計画というのはこれからは必要になってくると思いますので、ぜひ行政、そして議会も含め町民の皆さんにご協力をいただきながら、自分の命は自分で守るのだという形で進めていただきたいなと思っております。

以上をもちまして私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 那須議員、防災について深く議論していただき、ありがとうございました。先般、

遊佐町では、皆様もご承知のとおり、町内には35名の防災士の方がいらっしゃったのですが、その中で集まってくださった方々でやはり、吹浦地区や進んでいる地区はこういうことやっているよとか、これから防災士の方たちもどのような動きができるかとか、例えば今のサポート的なこともできるのではないかと、そういう話合いもできています。なお議員の皆様たちからもご協力いただきながら、また民生委員の方たちがお手伝いする部分もあるかもしれません。遊佐町でできることをこれから探しながら、所管は総務課危機管理でございますが、様々連携してやっていけると思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

議 長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月6日午前10時まで散会いたします。

（午後3時54分）